

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第41回)

日時：令和3年7月9日(金) 14:00～16:00

場所：名古屋市公館 レセプションホール

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 報告

- (1) 西之丸展示収蔵施設周辺の整備について <資料1>
- (2) 正門トイレの改修について <資料2>
- (3) 天守閣整備事業の進捗状況について <資料3>

4 議事

- (1) 二之丸地区の発掘調査について <資料4>
- (2) 表二の門等の保存修理方針について <資料5>
- (3) 余芳の移築再建について <資料6>
- (4) 天守台穴蔵石垣試掘調査について <資料7>

5 その他

6 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第41回） 出席者名簿

日時：令和3年7月9日（金）14:00～16:00

場所：名古屋市公館 レセプションホール

■構成員

（敬称略）

氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

■オブザーバー

（敬称略）

氏名	所属
洲崎 和宏	愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

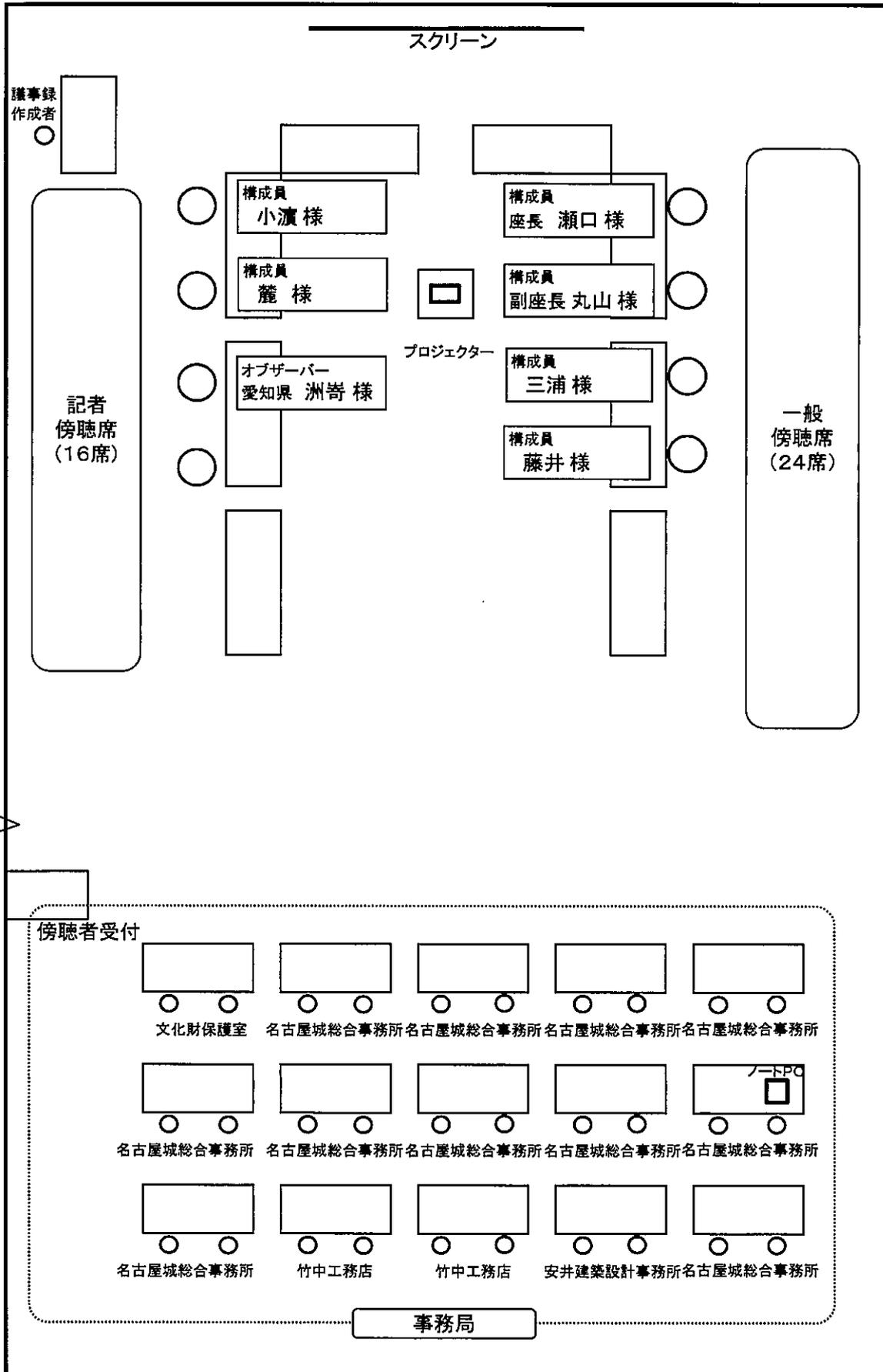
# 第41回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議

## 座席表

令和3年7月9日(金)

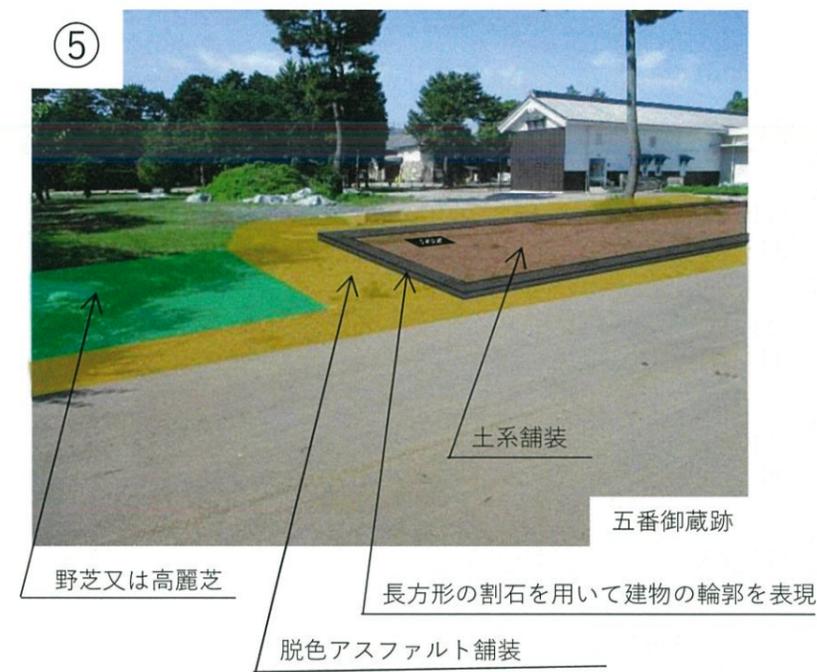
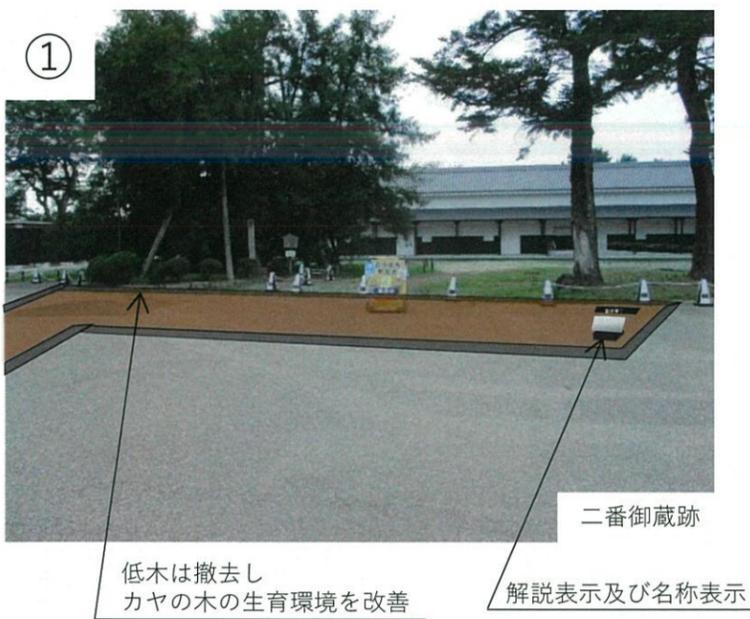
14:00~16:00

名古屋市公館 レセプションホール

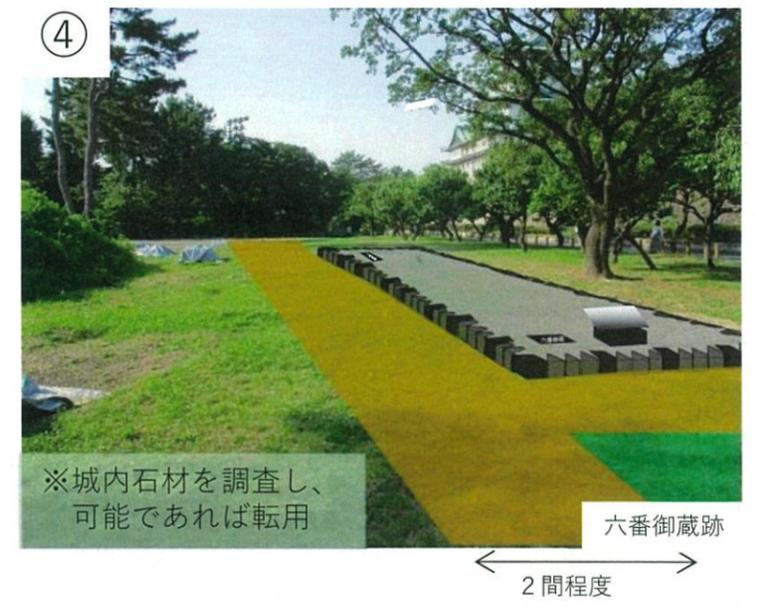


# 西之丸展示収蔵施設外構 蔵跡表示イメージ図

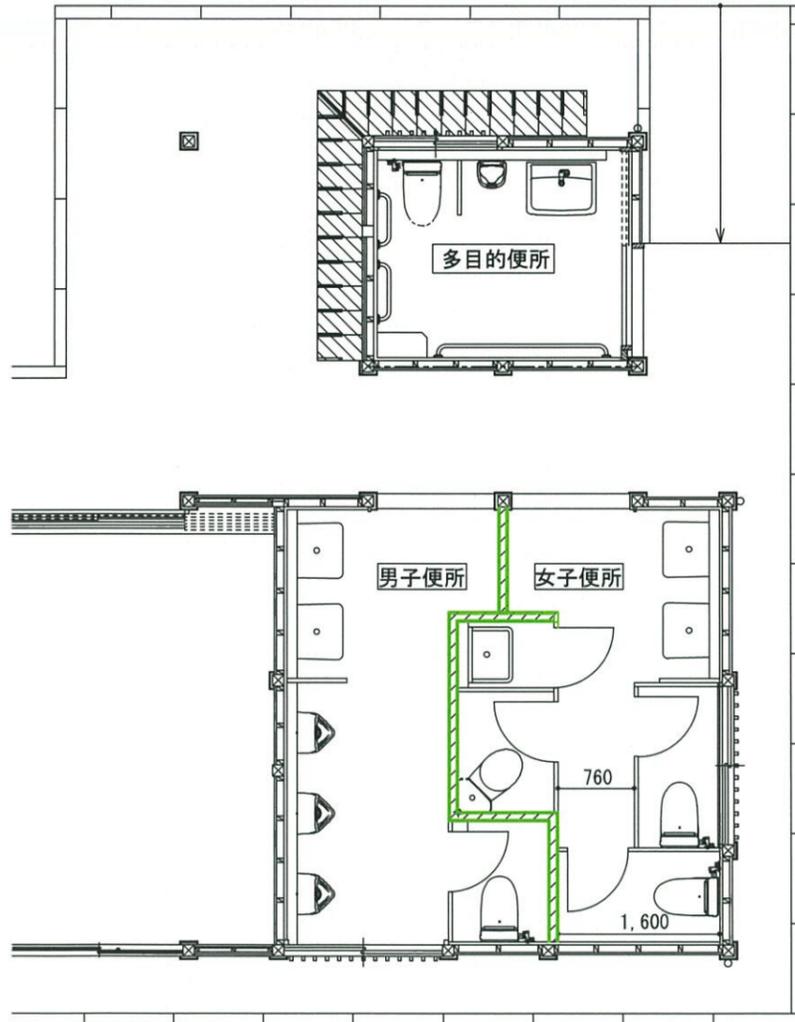
※あくまでイメージであり、発掘調査の結果を踏まえて、今後各項目ごとに検討する。



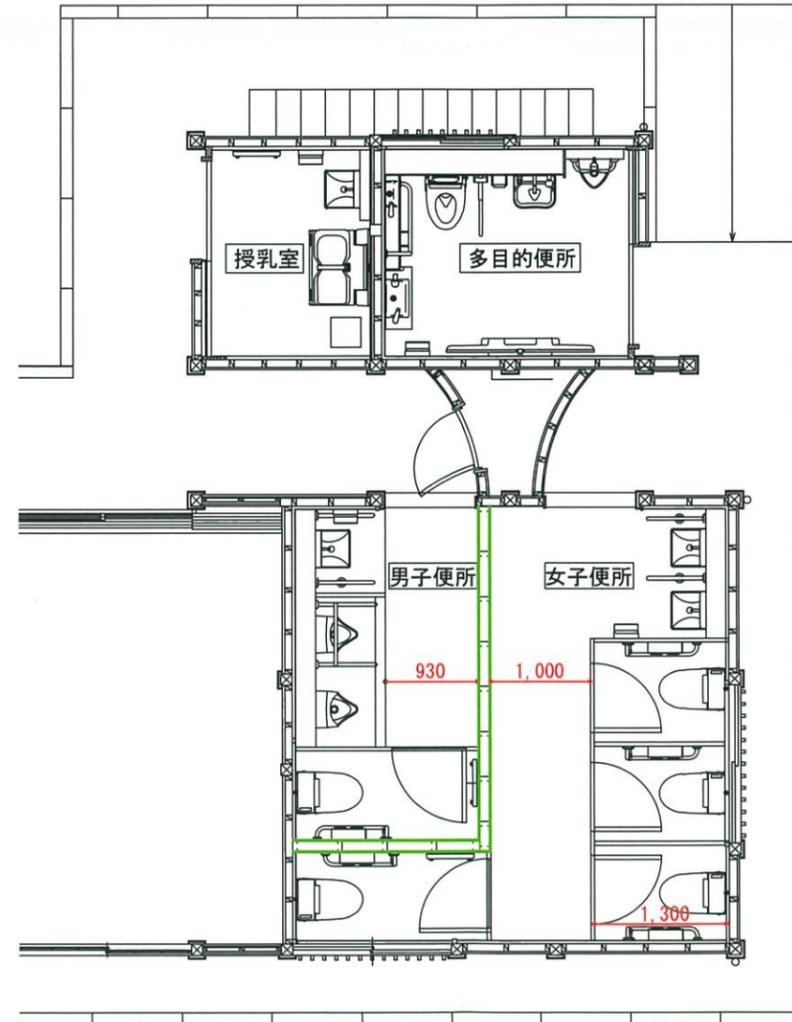
既存樹木は  
景観形成、緑陰確保等の観点から  
原則として保存



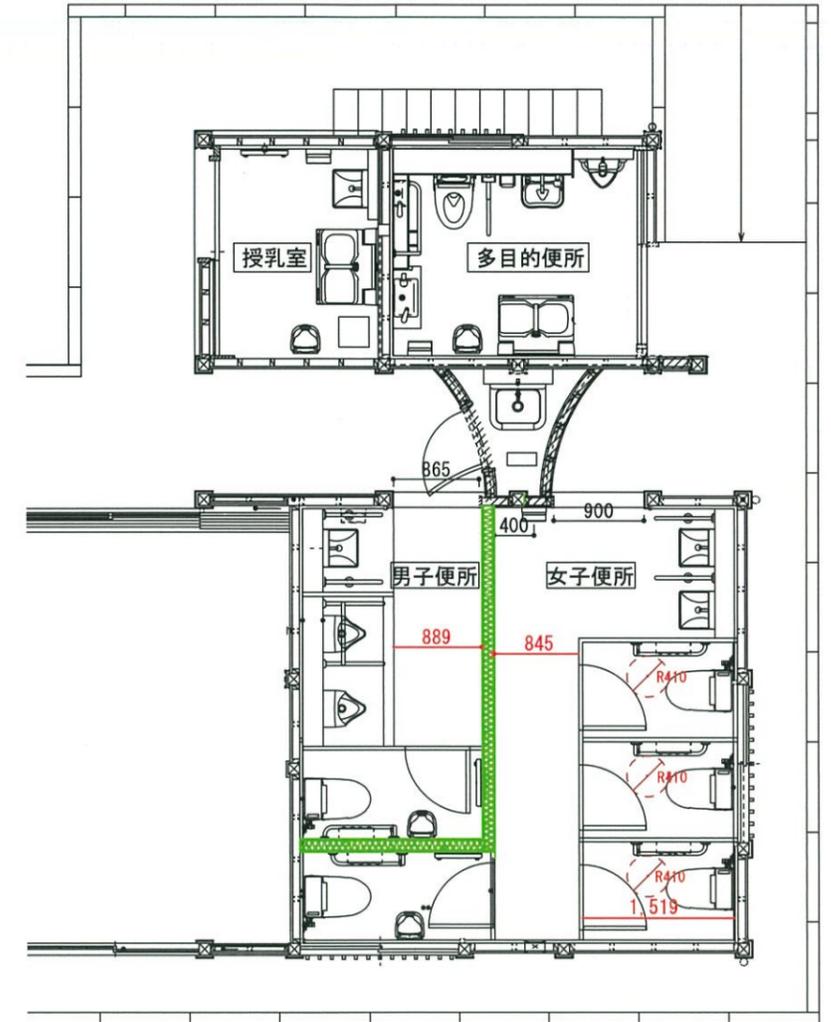
# 正門トイレ改修について



(現状)



(前回案)



(今回改正案)

※前回の会議において女子便所ブースで便器と扉の間隔が狭いとの指摘を受け奥行を約22cm広くしました。

## 天守閣整備事業の進捗状況について

### (1) 現天守閣解体申請に対する指摘事項への回答の結果について

文化審議会文化財分科会の所見（要旨）

#### 【所見】

- 令和3年度に実施する調査・検討が残るものの、「確認事項」の趣旨・内容を踏まえ、現天守の解体・仮設物設置が石垣等遺構に与える影響を判断するための調査・検討が一定程度進捗したものと評価できる。
- 本現状変更を必要とする理由については、「現天守の耐震性能が極めて低く危険な状態であり、放置できないことから木造復元に先立ち、解体を先行して申請したものであるが、本来、木造天守復元が現天守解体の理由である」との回答であった。本申請の目的が申請者においてこのように整理された以上、天守解体のみを内容とする本申請を引き続き審議することは適当でなく、天守解体と木造天守復元を一体の計画として審議していく必要があるものと認められる。
- 本申請については、天守解体のみならず、木造天守復元についても一体として内容に加えるよう、見直しをはかるのが適当である。

#### 【今後の手順等】

- 今後も各分野の有識者による十分な議論と合意形成を行いつつ、現天守の解体・仮設物設置等が石垣等遺構に与える影響について、引き続き調査・検討されたい。
- 木造天守復元に関する計画の具体的内容については、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化審議会文化財文化会決定）に基づき、これに準拠した適切な内容となるよう、十分な調査・検討を実施されたい。
- 特別史跡の石垣等遺構の保存に問題がなく、かつ、特別史跡における歴史的建造物の再現行為として適切であること等、必要な条件が整った段階において、天守解体と木造復元を一体の計画とした現状変更申請を提出されるのが適当である。
- 令和3年度中に調査・検討を実施予定としている各項目については、その調査・検討の結果を文化審議会文化財分科会第三専門調査会に報告されたい。

## (2) 名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議について

### 1. 開催日

- ・(第1回) 令和3年6月27日(日)

### 2. 構成員及び座長

- ・別紙(資料3-3)

### 3. 主な内容

#### (i) 調整会議について

- ・「本市からのお願い」(資料3-4、3-5)の説明。
- ・調整会議の位置付け、及び「全体整備検討会議等と調整会議の関係について(案)」(資料3-6)等を説明。
- ・「基礎構造検討の考え方」(資料3-7)に基づき、基礎構造検討を行っていくことを確認。
- ・この調整会議が屋上屋を架すものにならないようにしたい。

#### (ii) 天守台穴蔵石垣の現状把握について

- ・これまでの石垣調査や史資料調査を整理し、石垣・埋蔵文化財部会を経て、調査の結果を調整会議に提出すること。

#### (iii) 天守台穴蔵石垣試掘調査について

- ・試掘調査は現状把握のために必要であることを確認。
- ・調査位置については概ね異論はなかった。
- ・全体整備検討会議に報告し、必要な手順を進めて行く。

#### (iv) 現場視察について

- ・大天守及び小天守の地階において、穴蔵石垣の視察、及び試掘調査位置(案)の確認を行った。

## 基礎構造検討に係る調整会議の構成員及び座長について

## ●構成員

担当区分	氏名（所属部会）
石垣等遺構の保存及び 史実に忠実な復元の検討	千田 嘉博（石垣・埋蔵文化財部会） 宮武 正登（石垣・埋蔵文化財部会） 麓 和善（天守閣部会） 三浦 正幸（天守閣部会）
工学的な検討（石垣構造）	西形 達明（石垣・埋蔵文化財部会、天守閣部会）
工学的な検討（建築構造）	小野 徹郎（天守閣部会）

## ●座長

担当区分	氏名（所属会議）
会議の進行	丸山 宏（全体整備検討会議副座長）

## 本市からのお願い

平素は、特別史跡名古屋城跡の保存・整備にご教授頂き大変ありがとうございます。  
木造天守の基礎構造に係る調整会議の開催に先立ちまして、先生方にごお願いが  
ございます。

本題に入ります前に、先ずは、先月5月6日、現天守解体申請の指摘事項に対する、  
石垣等遺構に関する調査結果と本丸整備基本構想を取りまとめた回答を文化庁へ郵  
送により提出致しましたこと、またその後6月18日に文化庁から、5月の文化審議  
会文化財分科会に報告され、第3専門調査会の調査を経て、6月の文化財分科会にお  
いて、3つの所見が出されたことについて、ご報告致しますと共に、ここに至るまで  
の間のお礼を申し上げさせていただきます。

文化庁からの所見と致しましては、一つ、現天守解体・仮設物設置が石垣等遺構に  
与える影響を判断するための調査・検討が一定程度進捗したものと評価できること。  
二つ、天守解体の理由を木造天守復元と整理したのであれば天守解体と木造天守復  
元を一体の計画として審議していく必要があると認められること。三つ、現天守閣解  
体申請については、天守解体のみならず、木造天守復元についても一体としてその内  
容に加えるよう、見直しをはかるのが適当である、というものでした。

木造天守復元に向けた議論がいよいよ始まるものと受け止めており、このことは  
天守閣木造復元事業において、非常に大きな一歩であると考えております。これもひ  
とえに先生方からのご助言とご指導のおかげであり、大変感謝しております。本当に  
ありがとうございました。

今後は、天守台及び周辺石垣に対する課題への対応と必要な調査を、先ずは確実に  
実施していきます。その上で、天守閣木造復元の実現に向け、最も重要な課題と言え  
る基礎構造の検討を本格的に始めていきたいと考えております。

時間は掛かりましたが、ようやく基礎構造の検討を行う調整会議の開催に至るこ  
とができました。

木造復元天守の基礎構造につきましては、2015（H27）年度に実施した天守閣木造  
復元を行う事業に係る公募において、優先交渉権者に選定された竹中工務店の技術  
提案書には、『跳ね出し架構』が描かれております。

この『跳ね出し架構』は、史実に忠実な木造復元を実現させるための基礎構造の一  
つの案ではありますが、天守台外部石垣の一部を取り外すほか、穴蔵石垣をすべて取  
り外して、天守台石垣の内部、天端付近に壁状に連続したコンクリート基礎を設置す  
る基礎構造となっております。

『跳ね出し架構』については、当初から採用に疑問を持つご指摘があり、代替案の  
検討も行っておりましたが、石垣部会から「現在の石垣等遺構の一部のき損を前提と  
した基礎構造であり、認められない」、また、文化庁から「穴蔵石垣の遺構が残って  
いることを前提として、基礎構造を検討する」よう助言を頂きましたこともあり、『跳  
ね出し架構』は見直すこととした経緯があります。

木造天守の基礎構造の検討を始めていくにあたり、昨年度、全体整備検討会議でのご議論を経て、文化庁からのご助言を反映した「基礎構造検討の考え方」を整理して参りました。一つ目に、文化庁が定める『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』に従うこと、二つ目に、江戸期からの姿を残す文化財である天守台本来の遺構には新たに手を加えないことを原則とし、その上で可能な限り史実に忠実な復元を行うこと、三つ目に、熊本地震での熊本城の被災状況を鑑み、人命の安全確保を第一とし、木造天守は大地震時に安全性が担保できない可能性のある天守台で支持しない基礎構造とすることとしております。

調整会議では、この「基礎構造検討の考え方」を基本とし、検討を進めてまいりたいと考えております。

木造天守の基礎構造は、木造天守の復元を実現するために、必ず答えを出す必要がある重要事項です。

特別史跡の整備として、他城郭の見本ともなる木造天守の復元をどのように考えるのか、天守台石垣における保存と修復、観覧者に木造天守の中に入って頂くことを前提として、大地震時の人命の安全確保と耐震対策、復元における防火・避難、バリアフリー化を含む観覧環境など、さらに先に策定した「本丸整備基本構想」に掲げた近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の往時の姿を実体験できる本丸を再現することを踏まえ、名古屋城の木造天守に相応しい答えを導き出さなければならぬと考えております。そのためには本日お集まり頂いた先生方のお力がどうしても必要です。事業実現のためにお知恵をお借りしたい、助けて頂きたいと思っております。

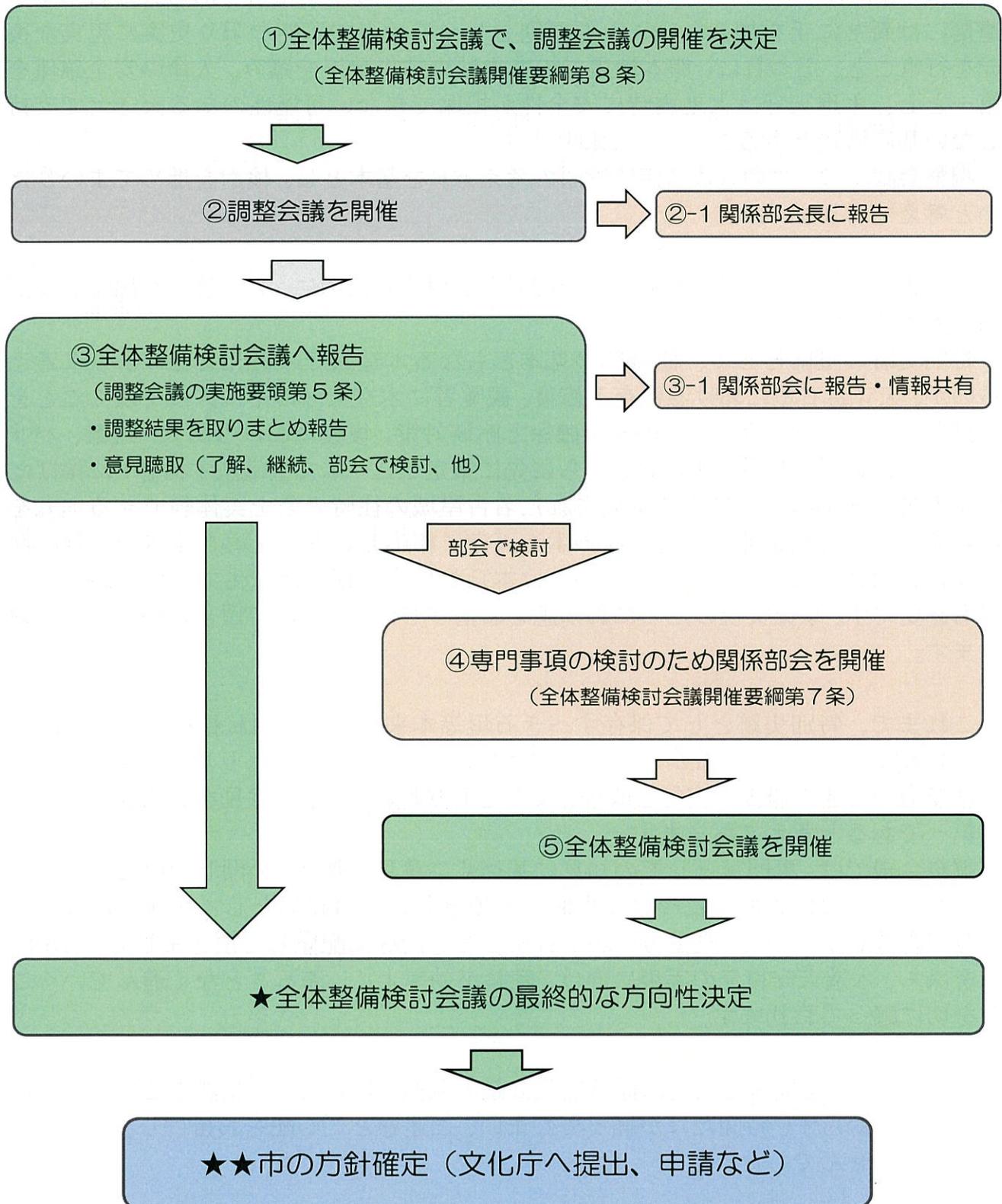
これまで、特別史跡として保存すべき石垣等本来の遺構の現状把握のための調査や、工事による影響の検証が十分とは言えない中で、竣工時期ありきで、我々の思いだけで進めてきた過去の姿勢を改め、まず先生方のお考え、ご意見をお聞きすることが第一であると考えております。

調整会議では、専門家としての知見に基づくご意見に加え、公開しないことを前提とした忌憚のないご意見についてもお出し頂きたい。事務局として情報の取扱いに十分配慮致しますので、先生方におかれましても同様に配慮して頂きまして、信頼関係を保ち、木造天守復元の実現に向け、議論が効率よく、滞ることなく進んでいくことを切に願っております。

昨年度から、基礎構造検討に係る調整会議の開催に向けて、ご相談させて頂いていたにもかかわらず、時間だけが経ってしまい、ご迷惑とご心配をお掛けし、大変申し訳ございませんでした。

この事業の実現には、先生方のご指導、ご助言がどうしても必要です。  
よろしくお願い致します。

## 全体整備検討会議等と調整会議の関係について（案）



## 「基礎構造検討の考え方」について

### ■基礎構造検討の考え方

- ・文化庁が定める『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』を遵守する
- ・江戸期からの姿を残す文化財である天守台本来の遺構には新たに手を加えないことを原則とし、その上で可能な限り史実に忠実な復元を行う
- ・熊本地震での熊本城の被災状況を鑑み、人命の安全確保を第一とし、木造天守は大地震時に崩壊する可能性のある天守台で支持しない基礎構造とする

### 【検討の留意点】

- ① 天守台石垣の現況を踏まえ 基礎構造の検討を行う
  - ・江戸期から残る石垣、戦後積み替えられた石垣、新補石材により復元された石垣の範囲など、現状を正確に把握する
  - ・往時の姿に復することを検討する
- ② 大地震時における外部石垣の崩壊に対する安全対策、及び内部石垣が崩壊しないことを前提とした観覧者の安全確保を考慮した基礎構造の検討を行う
- ③ 観覧者の安全確保のための防火・避難及び耐震対策、観覧環境、景観に配慮した基礎構造の検討を行う

### <確定までの経緯>

- ・全体整備検討会議（令和2年9月25日開催）に「基礎構造検討の考え方」について示し、意見が出される
- ・全体整備検討会議（令和2年10月22日開催）に修正案について示し、了承を得る
- ・全体整備検討会議（令和2年12月3日開催）で文化庁から意見が出される
- ・全体整備検討会議（令和3年2月9日開催）で、文化庁からの意見を踏まえた修正案を「天守整備基本構想」に含めて示し、了承を得る

## 二之丸地区の発掘調査について

### 二之丸地区の調査について

二之丸地区の調査は、特別史跡名古屋城跡の二之丸南部の保存活用を目的とし、平成 30 年度(2018)より行っている。

令和元年度(2019)までに調査区 (T) 1~10 の 10 か所の調査を実施し、その成果を『名古屋城二之丸地区試掘調査報告書 第 1 次・第 2 次調査』にまとめた。令和 2 年度(2020)は全体整備検討会議で承認された T11~15 の 5 か所を調査する計画であったが、調査期間の問題などから、すべての調査区を調査するのが困難となったため、T13・14 の調査を実施し、T11・12・15 は令和 3 年度に繰り越すこととした(図 1)。

### 令和 2 年度(2020)の調査成果について

令和 2 年度(2020)は全体整備検討会議で承認された T11~15 の 5 か所のうち T13・14 の調査を実施した(図 3)。

調査の結果、T13・14 ともに近現代遺構の影響を大きく受けているものの、一部で近世遺構面と考えられる層が残されていることを確認した。調査成果の概要は、表 1 に整理した。

### 令和 3 年(2021)度の調査計画について

今年度に繰り越した T11・12・15 の調査にあたって、調査の期間や規模などの諸条件の再検討を行った結果、調査の目的をより確実に果たすため、昨年度承認頂いた調査内容を一部変更し改めて計画した。

それぞれの調査区の調査目的に変更はなく、T11 及び 12 の調査位置及び面積を変更する。変更の具体的内容は表 2 に整理した。

なお、T15 については、変更点はない。

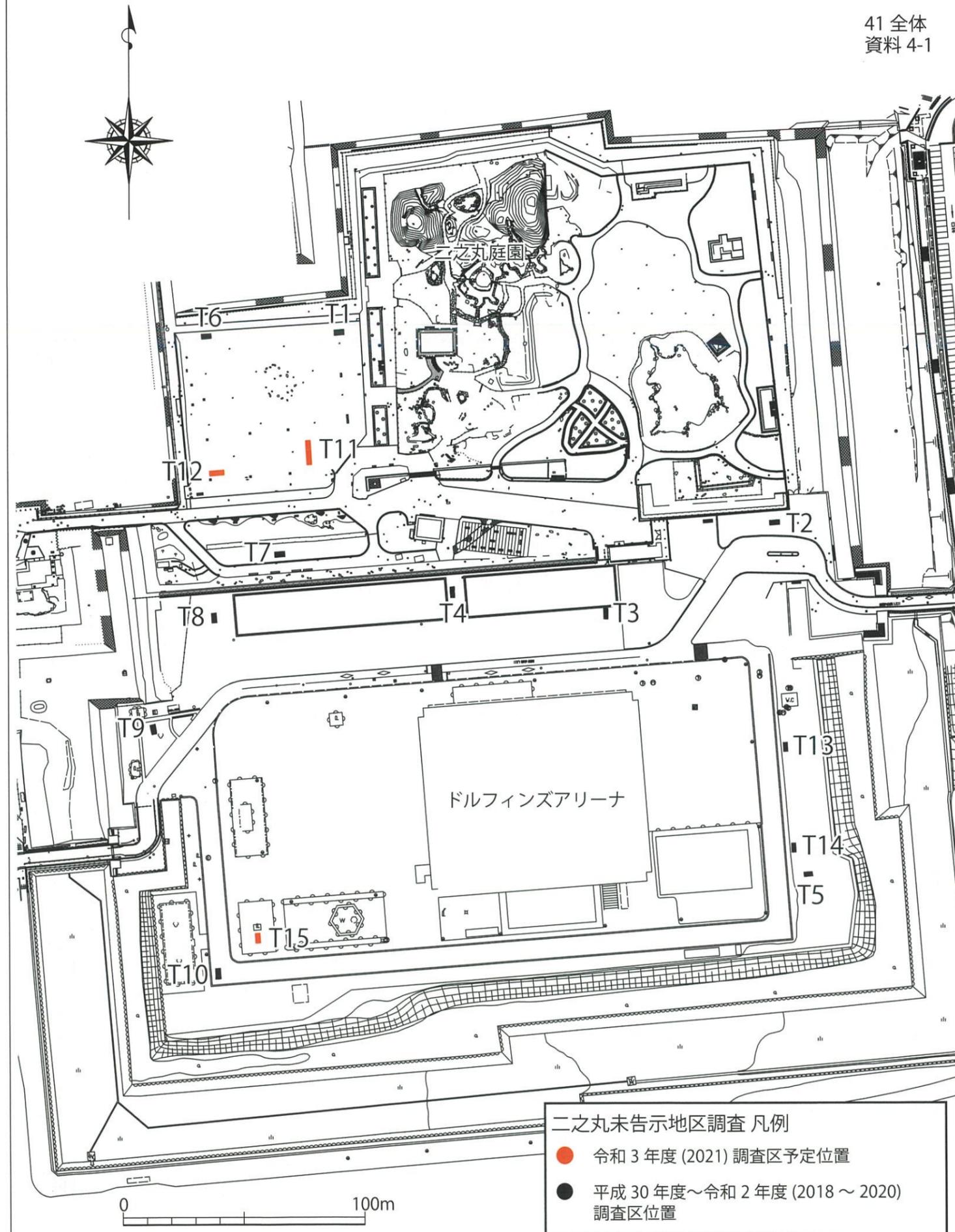


図 1 二之丸地区調査区位置図

名古屋城二之丸地区 令和2年度（2020）試掘調査報告

調査期間 令和3年3月8日から3月19日

調査地点 愛知県体育館の東側縁辺

調査面積 16㎡(2m×4mのトレンチ、2か所)

表1 調査目的・結果

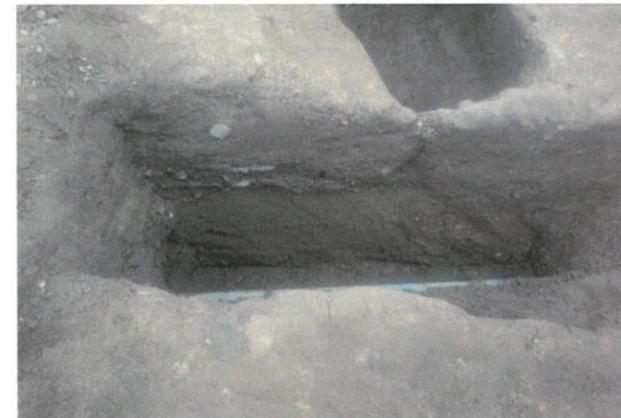
トレンチ番号	調査目的	調査結果
T13	向屋敷の北境の確認	近代(標高13.1m~13.5m)と近世(標高12.9m~13.0m)の整地層を確認 トレンチの北端で向屋敷北境の構造物に伴うと思われる石を確認 トレンチの南側で馬場に関わるとされる砂質盛土を確認
T14	馬場関連遺構の確認	近代の遺構面を3面確認(各々の検出標高13.1m、13.4m、13.5m) 標高13.1mで花崗岩敷石を検出、第六連隊の厩に関わる遺構の可能性が高い 近世の遺構面を2面確認(各々の検出標高12.8m、13.0m)



T13 完掘状態 (南から)



T13 北壁根固め石? (西から)



T13 中央トレンチ 砂質盛土 (東から)



T14 完掘状態 (北から)



T14 花崗岩板石 (北から)



T14 中央トレンチ南側西壁断面 (東から)

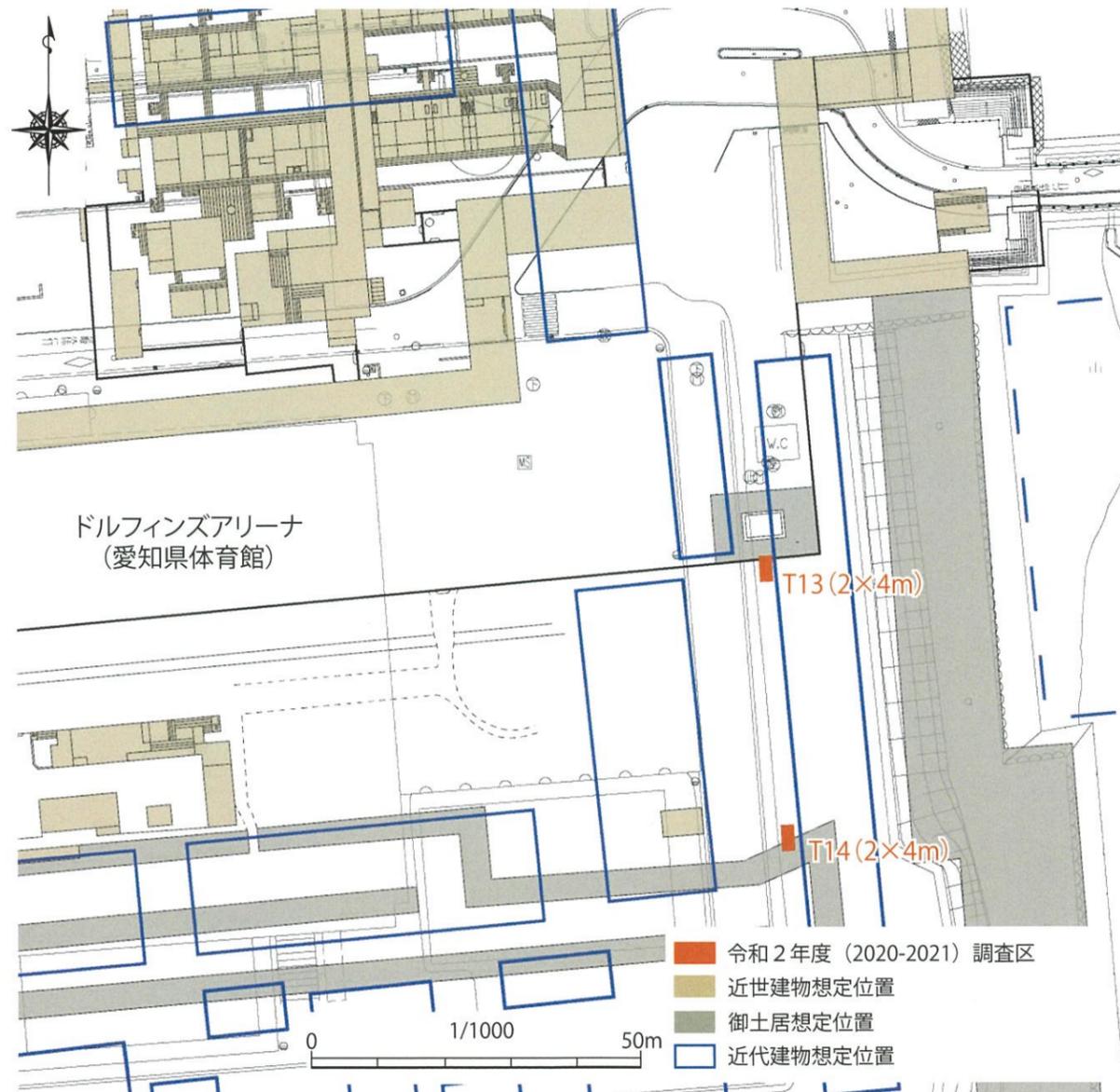


図2 トレンチ位置図

図3 T13・14 完掘状況写真

表1 変更内容一覧

調査区	調査規模(変更前)			調査区の長軸 方向(変更前)	調査規模(変更後)			調査区の長軸 方向(変更後)	設定目的	変更理由	備考
	長さ(m)	幅(m)	面積(m <sup>2</sup> )		長さ(m)	幅(m)	面積(m <sup>2</sup> )				
11	4	2	8	東西	10	2	20	南北	<p>二之丸御殿西部の遺構(二之丸御殿に伴う礎石、束石、雨落ち溝等)を確認。</p> <p>御城二之丸図によれば御夜居之間溜り、御廊下、楽器之間、中庭付近と考えられる。</p>	<p>当初計画では近代建物(兵舎)とその周りの暗渠と重複することが明らかになった。</p> <p>調査区を南北に拡張することで、それを避け近世遺構(二之丸御殿)の検出できる可能性を高める。</p>	<p>調査区の大半が近代兵舎の内部に位置するが、図6・7・9から、兵舎内部には近世遺構が残されている場合があることがわかっている。</p> <p>また、近代建物(兵舎)位置を確定させ、次回以降の調査区設定に活かすことができる。</p>
12	4	2	8	東西	6	2	12	東西	<p>二之丸御殿の西境を構成する塀遺構(礎石、側溝等)の確認。</p>	<p>当初計画では近代建物(兵舎)とその周りの暗渠と重複することが明らかになった。</p> <p>調査区を南へずらし、近代遺構を避ける。また、調査区を東西方向へ延長させることで、近世遺構(境界塀)の検出できる可能性を高める。</p>	
15	4	2	8	南北					<p>馬場関連遺構(土居裾、砂層等)の確認。</p>		<p>『金城温古録』では馬場内部は砂がまかれており、高さ3尺、幅9尺からなる土居で囲まれていると記録されている。</p>

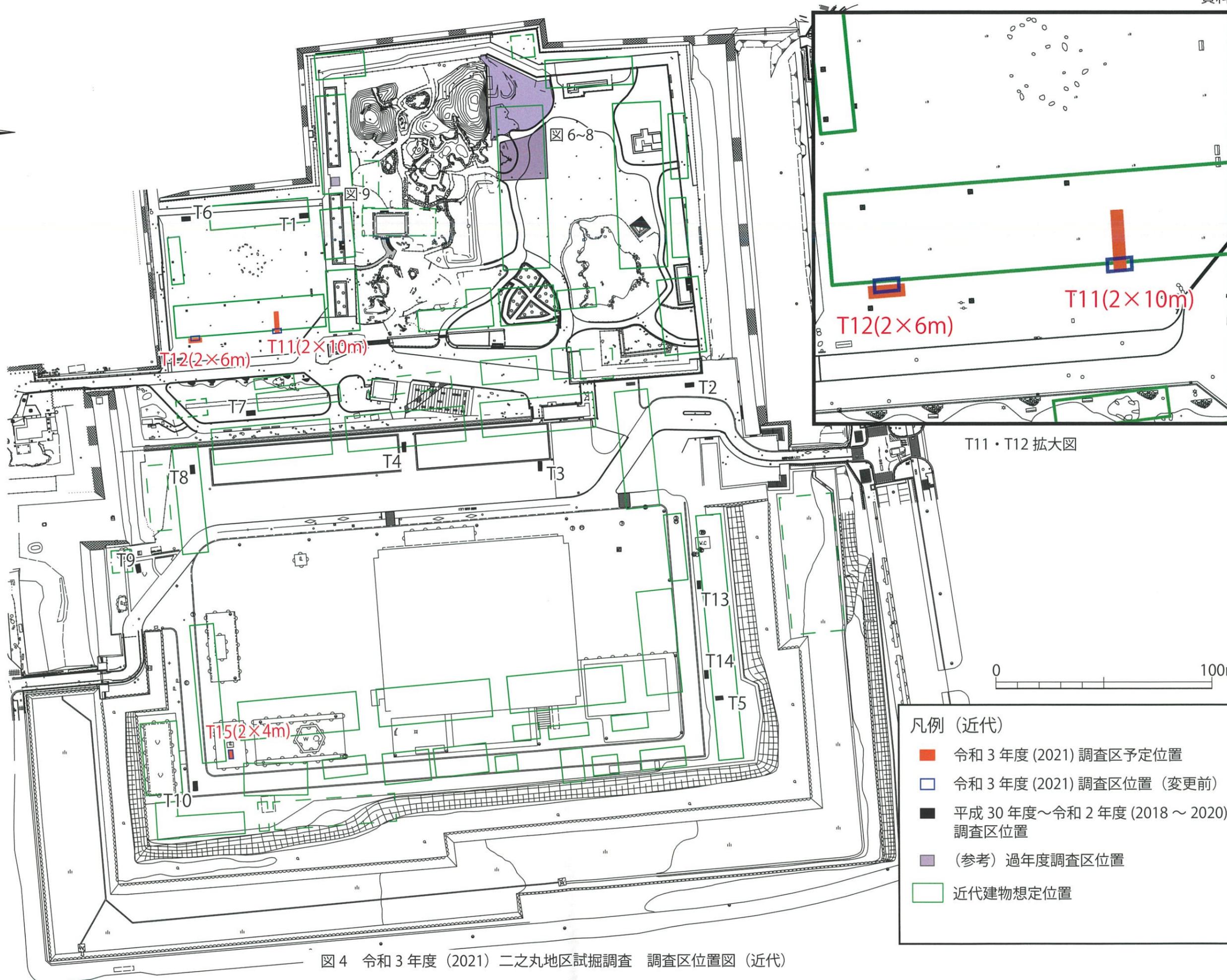


図4 令和3年度(2021)二之丸地区試掘調査 調査区位置図(近代)

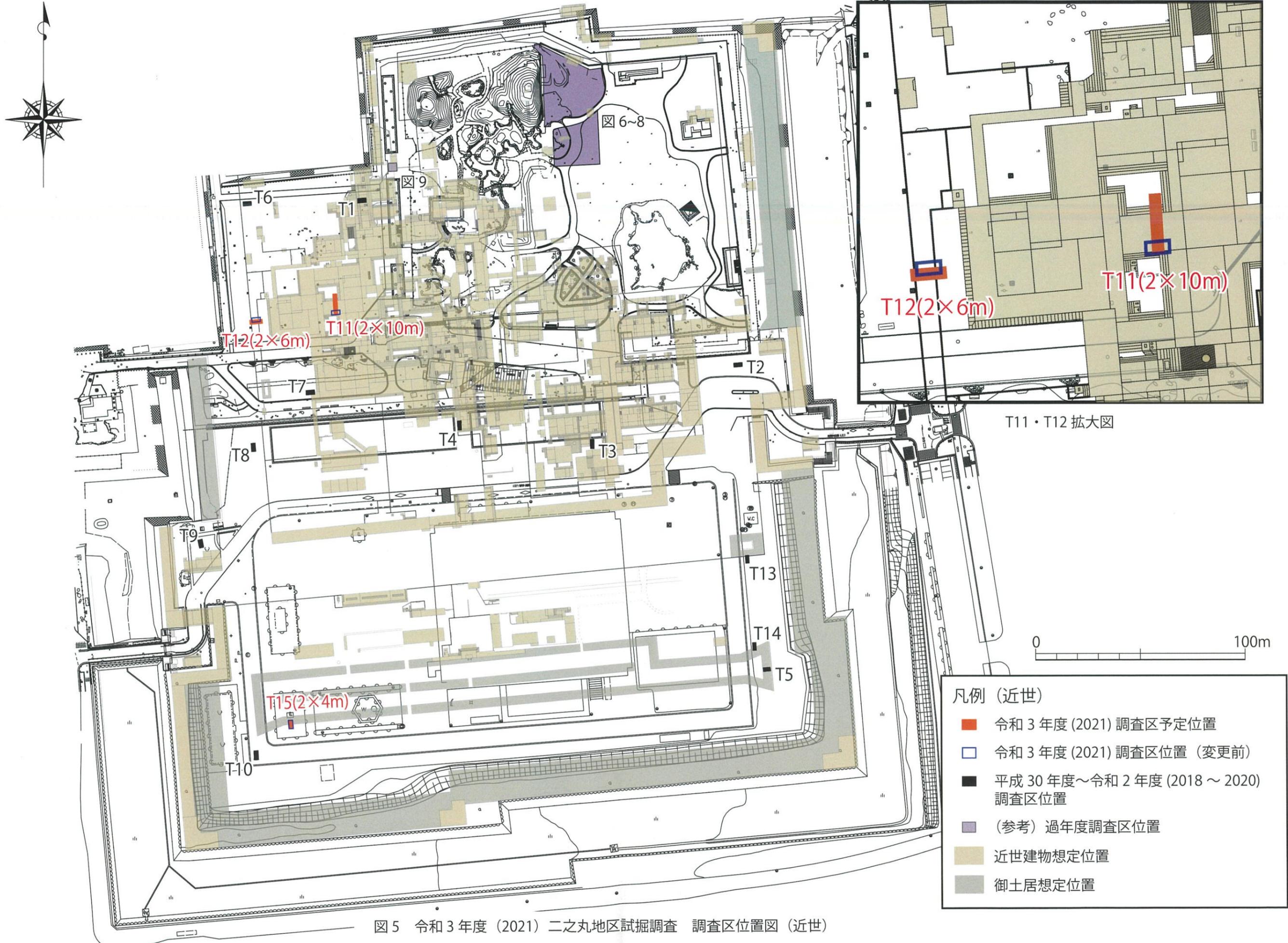


図5 令和3年度(2021)二之丸地区試掘調査 調査区位置図(近世)

(参考図)

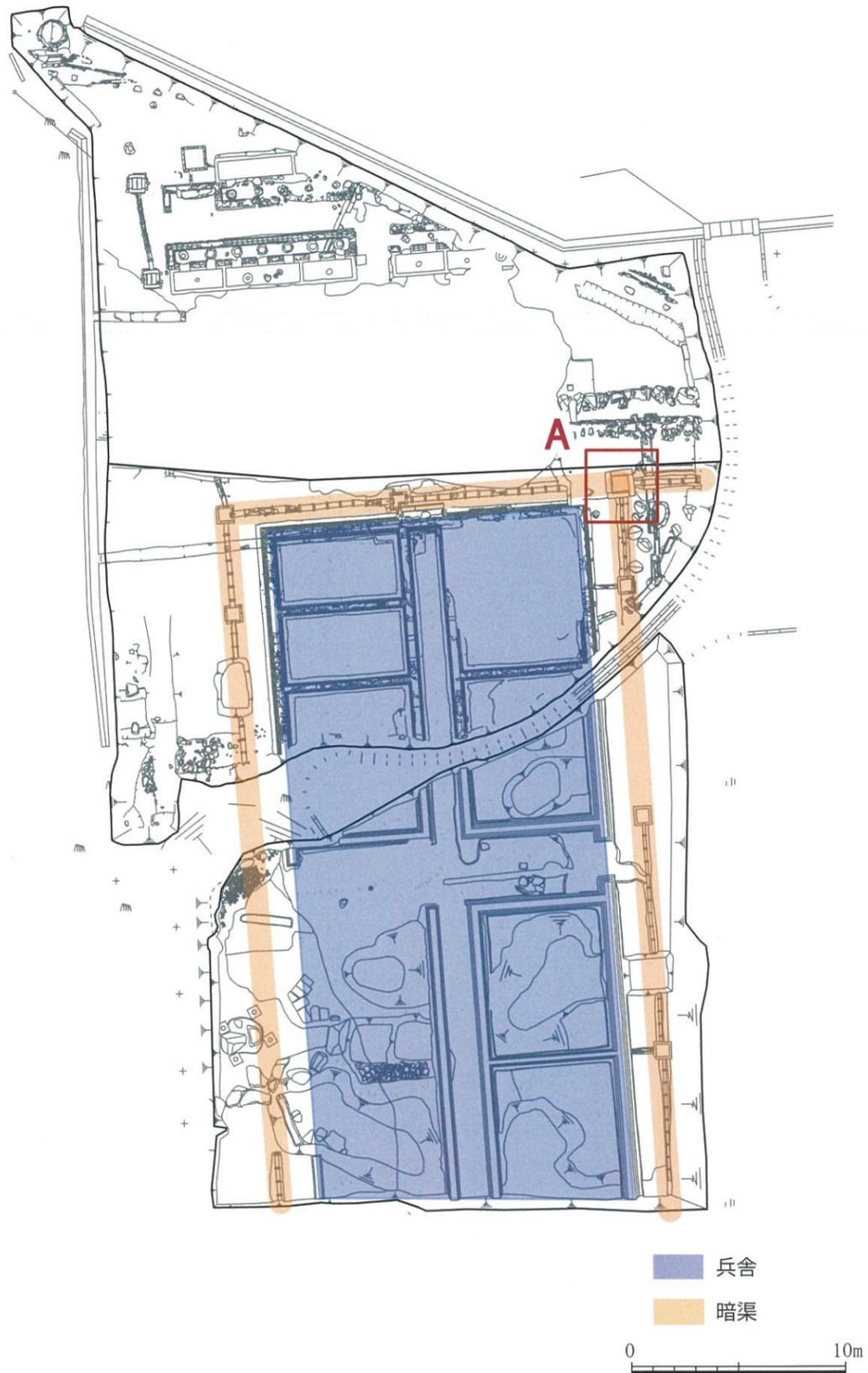


図6 二之丸庭園第2次調査 遺構平面図

出土した兵舎基礎及び暗渠

Aは図8に対応する。

兵舎基礎の周囲1mを土管が囲繞していることが図6・8からわかる。



図7 二之丸庭園第2次調査 航空写真

出土した兵舎基礎、暗渠及び近世の石組遺構  
写真左側の石組は兵舎基礎内部から出土した  
近世遺構(北園池東の石組)。兵舎内部に近世遺構が残さ  
れている可能性がある。



図8 二之丸庭園第2次調査 出土暗渠遺構

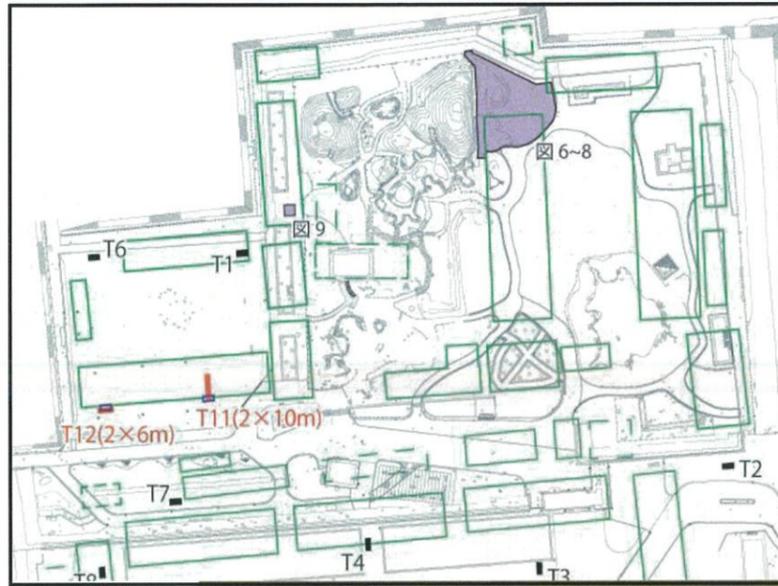
出土した兵舎基礎及び暗渠  
Aは図6に対応する。暗渠に伴う樹。



図9 二之丸庭園第8次調査 出土御殿遺構 (束石)

図5にて示した兵舎内部から出土した近世遺構  
二之丸御殿を構成する束石または礎石と考えられる。

(参考図)



拡大範囲

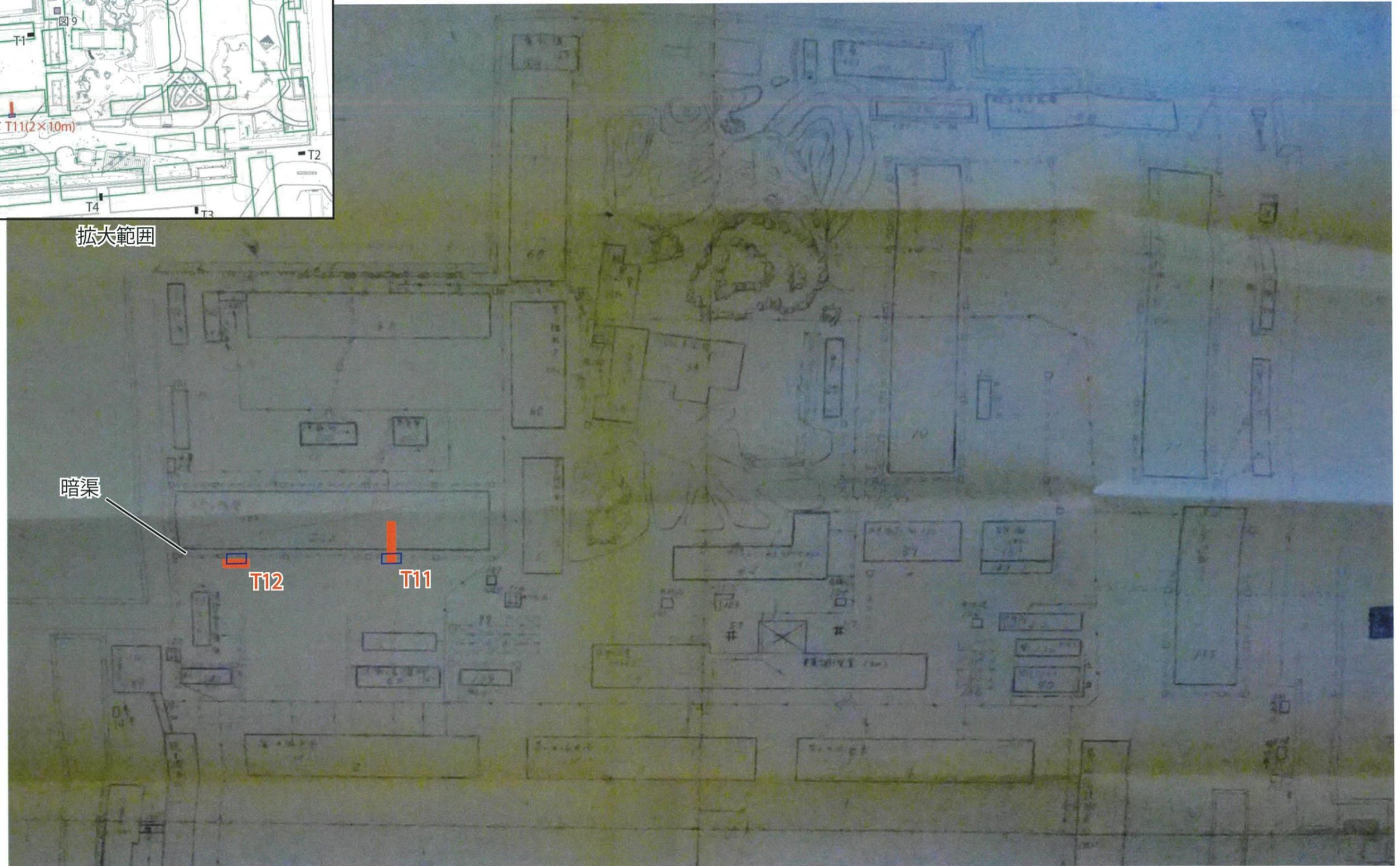
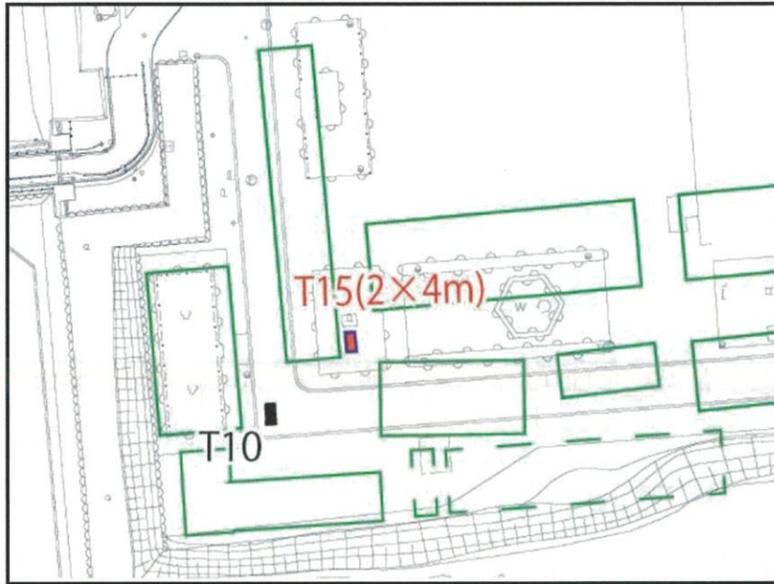


図10 博物館 明治村所蔵「歩兵第六連隊平面図集 平面図」拡大図

(参考図)



拡大範囲

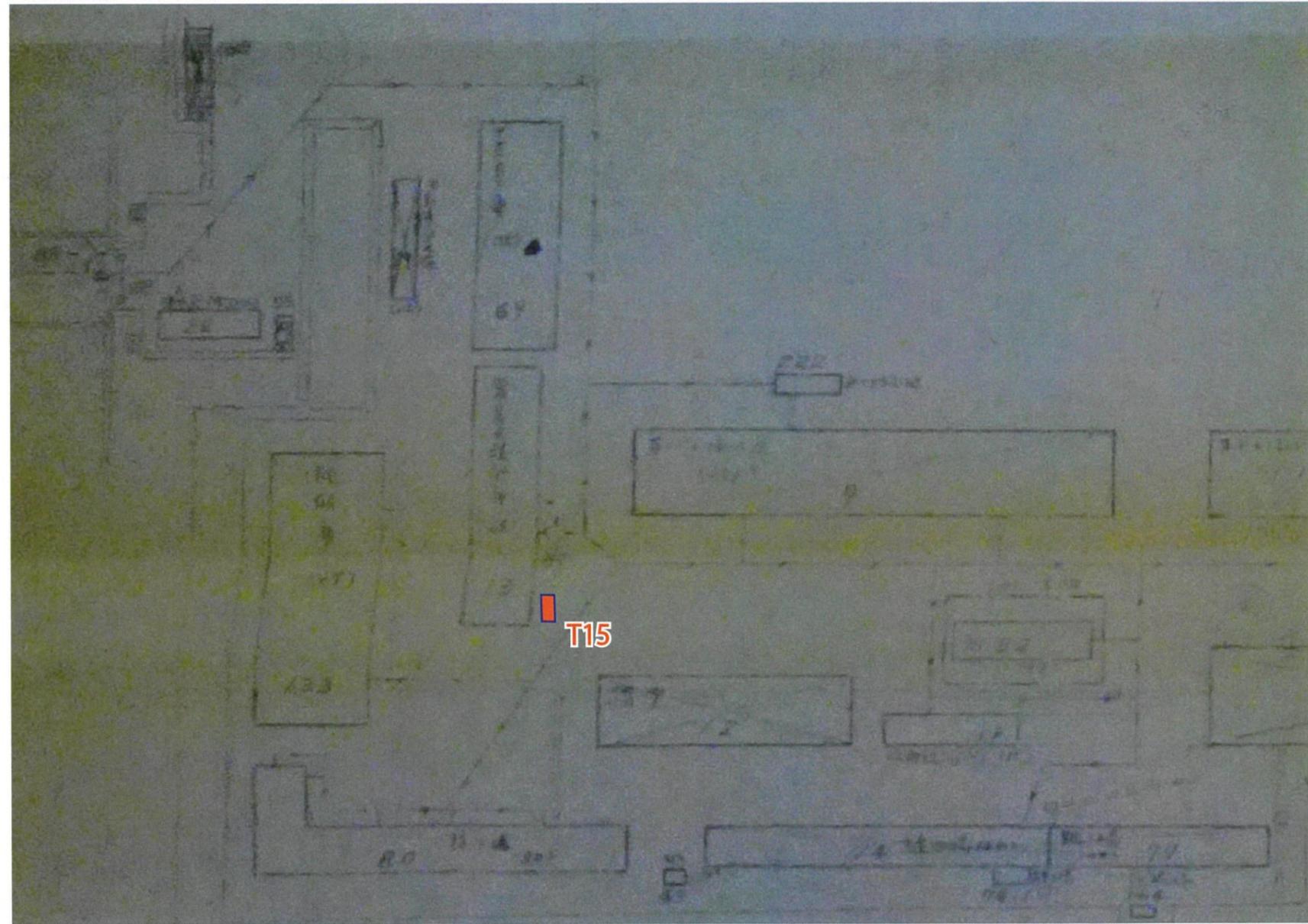


図11 博物館 明治村所蔵「歩兵第六連隊平面図集 平面図」拡大図2

名古屋城表二の門等  
保存修理方針（案）

2021年7月

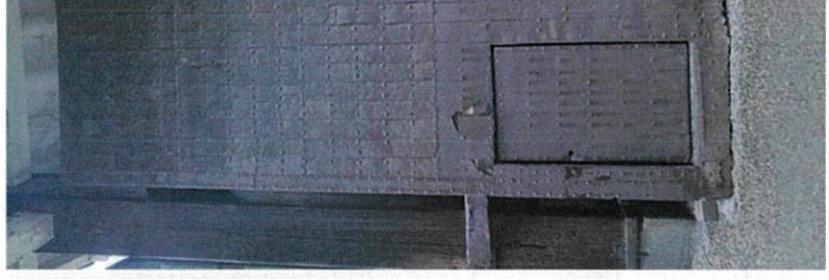
## 目 次

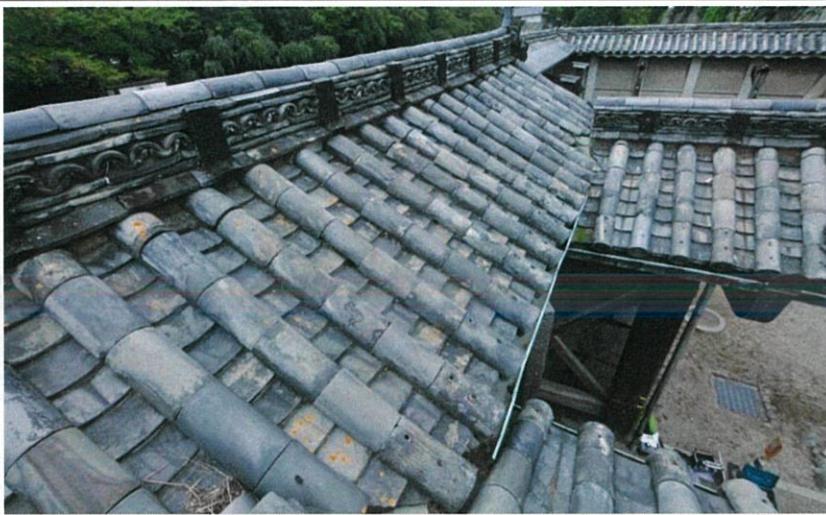
### 1. 名古屋城表二の門等保存修理方針（案）

概要と破損状況	...	1
状況写真	...	2
保存修理方針	...	8
図面	...	9
整備スケジュールについて	...	16

## 【概要と破損状況】

名称	名古屋城表二の門		種別	高麗門及び付属土塀	
指定区分	国重文(門) ※土塀は国特別史跡		指定年月日	昭和5年(1930)12月11日	
建設年代	慶長17年頃(1612)				
建物概要	構造形式	門:高麗門、本瓦葺			
	主要寸法	門:桁行4.290m、梁間2.715m、棟高6.202m、 土塀:延長37.7m			
	修理履歴	◆明治24年(1891)の濃尾地震後、明治26年(1893)陸軍省より宮内省に移管 明治39年(1906)表二の門・土塀の屋根葺替他(土塀は柱含む木部取替等)の修繕 大正8年(1919)表二の門・土塀の修繕(詳細不明) 昭和25年(1950)表二の門・土塀の屋根部分修理、壁は中塗り迄と破風等役物は下地から補修 昭和48年(1973)屋根葺き替え部分修理 平成21年(2009)破損調査実施(文建協)、屋根替部分修理を立案 平成24、25年 土塀控え柱修理、表門及び土塀屋根の漆喰等の部分補修			
破損状況	基礎	礎石は破損なし、沈下等による顕著な不陸なし。			
	軸部	門:各柱共傾斜、東側鏡柱傾斜が最大1/83でやや大。不陸は良好。控え柱根継のダボ欠失、控え貫の仕口廻りの埋木破損。 塀:門脇の柱は上部が堀側に傾斜、各控え柱は腐朽。控え柱は過去に蟻害で腐朽。			
	軒廻り	門:西控屋根の冠木附近は、下地蒸れ腐れの可能性が高い。 塀:軒先が脱落、木部露出箇所がある。			
	屋根	門:瓦自体の劣化が進行、全体に弛緩や瓦の割れ、谷樋の詰まりが顕著。面戸漆喰、帯漆喰、棟尻小口漆喰が破損。軒巴瓦釘欠損部多数。 軒樋が冠木に近く、越水による木部腐朽箇所がある。 塀:瓦欠損、弛緩による雨漏りで軒先の剥落箇所が多い。棟瓦欠損箇所あり。棟から柱上部にかけ木部腐朽が予測される。西側土塀西面は屋根瓦落下、東側土塀東面は堀側に瓦がずれている。			
	壁	門:上塗りは大半が剥落、または変色。 塀:堀側は軒揚裏塗、軒先が剥落下地露出箇所が目立つ。谷部や石垣取り合い部の漏水による剥落。			
	建具	大扉下框は、通路地盤面が高いため下端が削られて変形している。 縦框下部、下框下端および両端柄が腐朽。東大扉の下框は柄が折損、縦框柄穴も破損。 建具全体が弛緩し、戸先に向けて傾斜大。 大扉は建具の開閉が困難な状態。			
	金物	部分的に欠損。筋金は全体に錆が発生し極めて劣化が進行している。楣や鏡柱出隅など下地の木部露出箇所がある。各鉋釘は一部欠損。 控え柱の根継巻の帯鉄は一部欠損、扉の各種金物も部分的に欠損。			
維持管理	周辺環境	隣地状況	地盤状況	排水状況	樹木等
		東西土塀の北妻面は石垣法面に直に取り付く。	周囲の舗装面が高く、大扉の開閉時は下框に当たる。土塀内側は法面流出の恐れあり。	雨落溝は設置されていないが、雨水枿、軒樋・堅樋が整備されており、排水は良好。	保存上支障となる樹木は無い。

<p>表門</p>	
<p>南面前景</p>	
<p>開門状態で常時公開</p>	
<p>表門</p>	
<p>東側大扉 (正面側)</p>	
<p>戸先が垂下し、框下端が 地盤面に接している。 筋金は各所で破損。</p>	
<p>表門</p>	
<p>東側大扉下部</p>	
<p>下框下面の摩耗、縦框下 端・下框仕口の破損、下 框納の折損</p>	

<p>表門</p>	
<p>北面屋根全景</p>	
<p>東より見る 丸瓦の葺足弛緩</p>	
<p>表門</p>	
<p>東側控え屋根</p>	
<p>棟尻の小口漆喰欠失、葺土の流出、谷附近に有機物の堆積</p>	
<p>表門</p>	
<p>東側控え屋根谷部</p>	
<p>瓦の割損、凍害、棟側面帯漆喰の欠損</p>	

表門	
西側妻破風	
漆喰の劣化、下地木部の露出	
表門	
東側妻破風・登裏甲	
漏水による割れ、欠損	
表門	
西側控え屋根軒裏	
谷からの漏水による軒先の破損	

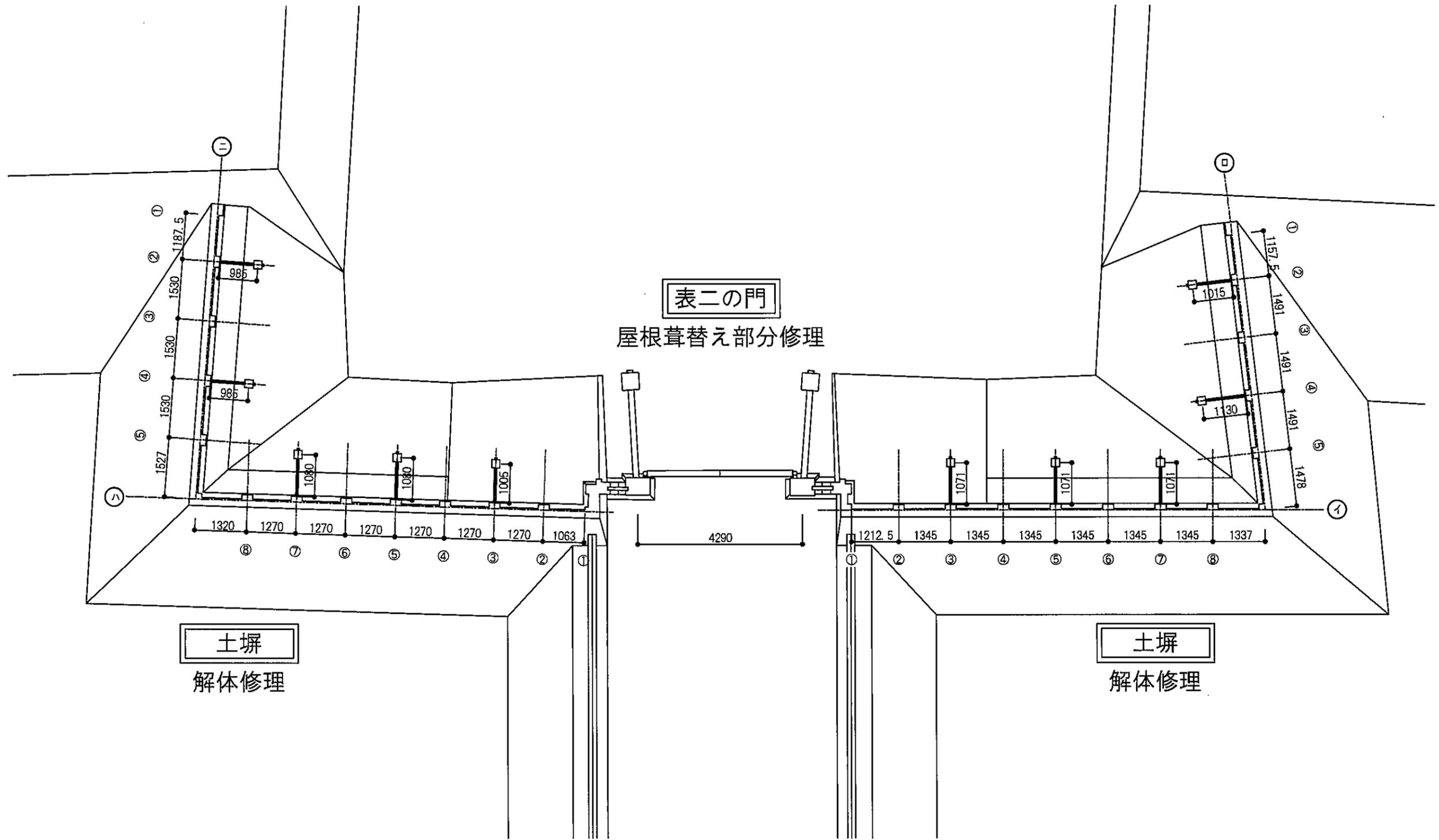
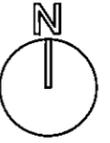
<p>表門</p>	
<p>東側鏡柱筋金</p>	
<p>筋金の破損、鋸釘の欠損 (各所にあり)</p>	
<p>表門</p>	
<p>冠木下端、楣背面</p>	
<p>軒樋からの漏水による筋金の腐食、木部の劣化 錆の発錆は冠木廻りが著しい。</p>	
<p>表門</p>	
<p>控え柱</p>	
<p>金輪継補強帯鉄の破損、 控え貫楔の欠損</p>	

土塀(門の東側)	
南面全景	
熨斗、丸瓦の欠損多数、 軒漆喰塗の破損	
土塀(東側)	
屋根全景(東を見る)	
南面堀側(右側)の破損 が顕著	
土塀(東側)	
表門東側破風際	
塗籠部の割損が著しい	

<p>土塀(西側)</p>	
<p>南面全景</p>	
<p>雁振瓦、台熨斗、軒丸瓦の欠損、軒先の破損</p>	
<p>土塀(西側)</p>	
<p>屋根全景</p>	
<p>瓦、軒廻りの破損は深刻な状況</p>	
<p>土塀(西側)</p>	
<p>棟出隅部分 (左奥が表門)</p>	
<p>棟瓦の割損、鬼裏影盛の劣化</p>	

【保存修理方針】

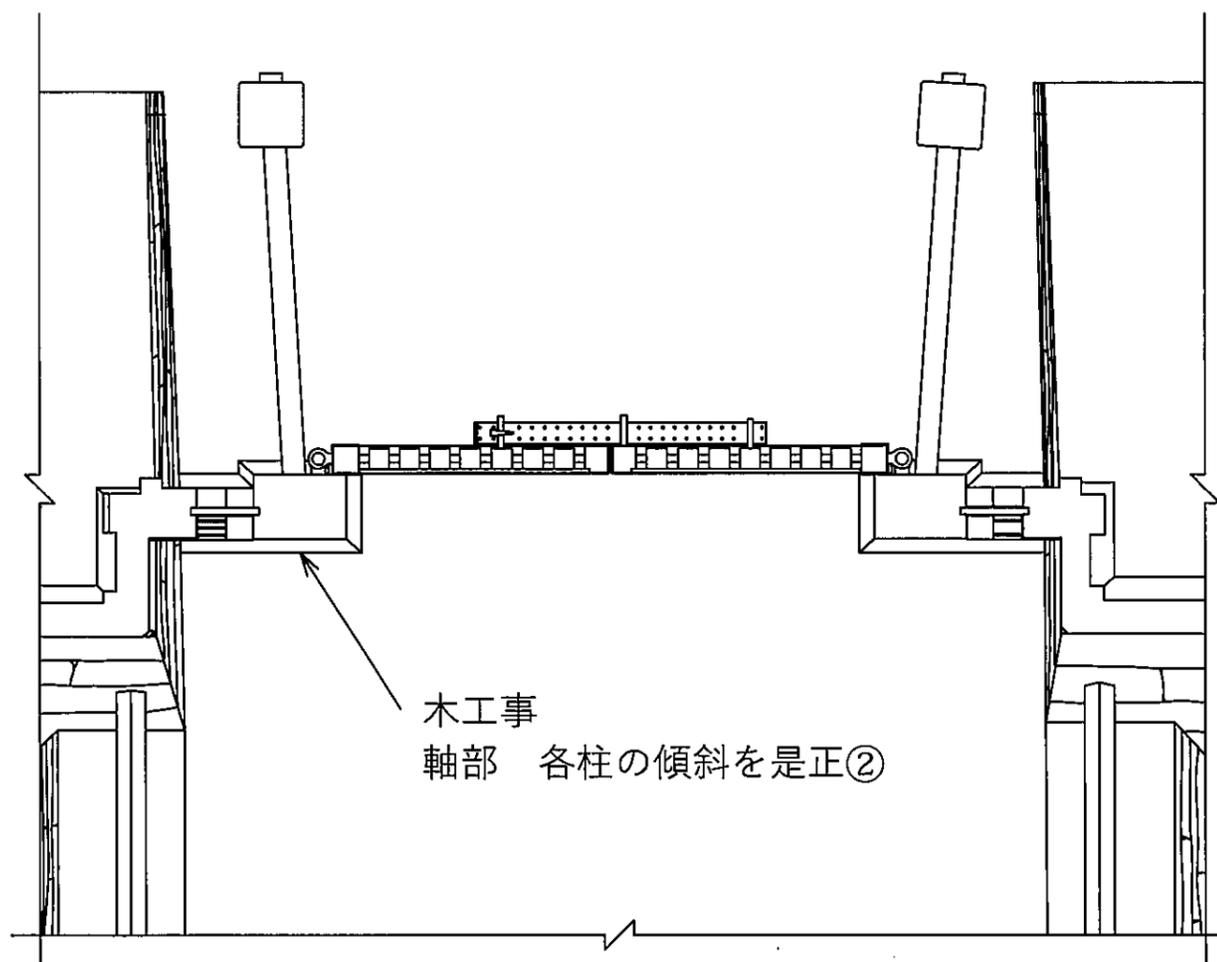
耐震対策	門	<p>現状:耐震要素として控え貫の筋違は地震初期に座屈し機能しない。控え柱下に 1.0m<sup>3</sup> の基礎が設置され、控え柱と何らかの形で接合している。控え柱と基礎が緊結されていると仮定すると、安全限界時にも控え柱に浮き上がりは生じない計算結果が得られた。</p> <p>対策:柱脚礎石の基礎埋め込みの状態を確実にするため、転倒防止に必要な礎石の付着力を求め、必要量のコンクリートを増打することで安全性を確保する。控え柱と金輪継の礎石部分はダボ、帯鉄が破損しており、補修により復旧させる。</p>	
	土塀	<p>現状:控柱が耐震要素として機能していない。</p> <p>対策:土塀の耐震対策としては、控柱の基礎部分での対策が考えられるが、雁木と連動するためまずは雁木の調査を行う。雁木復元の際には、土塀全体での構造検討、運営管理手法等も含め、再度整備方針の検討を行う。</p> <p>雁木復元に際しては史料調査・発掘調査・文化庁等協議・保存活用計画へ追加の手順を経る必要がある。</p>	
保存修理	門	修理方針	屋根葺き替え部分修理
		基礎	補強時は既存基礎コンクリートを増し打ち ①
		軸部	土塀解体修理を前提に傾斜の修正 ② 既存の控え貫の筋違は後補で耐震に寄与せず、門と柱の干渉を招いているため撤去で検討、併せて変形制御のため既存控え貫の楔補足等修理 ③ 控え柱と礎石接続部の木部繕い ②
		軒回り	野小舞や垂木、軒先部材の腐朽が想定され、部分的に補修 ④
		屋根	瓦・土居葺とも全面葺替、役物瓦は出来る限り再用、他は目視の結果 40%程度の再用率を想定しているが出来る限り再用、軒巴瓦釘欠損部補足 ⑤ 地震荷重軽減の為、空葺にすることも検討する
		壁	軒回りは漆喰塗直し、土塀接続部、上屋破風は下地から塗直し ⑥ 西控え屋根の南端冠木附近は下地から補修が必要
		建具	大扉は門から取外し、部分修理。下框、縦框の下部など腐朽部分を補修後、締め直し建付け調整 ⑦
		金物	筋金は、破損箇所、欠失箇所のうち、下方の金物を重点的に補足。そのほかは丁寧に清掃。(※ケレンは行わない) 修理に際し解体する金物は、補修のうえ再用、破損程度が大きいものは取替、欠損部は新調補足 ⑧
		雑工事	控え軒樋が冠木に接しており取付位置の調整が必要 ⑨
	土塀	修理方針	解体修理
		基礎	控え柱柱脚については、雁木と連動して基礎整備 ④
		軸部	解体修理 ⑤
		軒回り	解体修理 ⑤
		屋根	解体修理、全面葺替、瓦再用率は目視の結果 30%程度の再用率を想定しているが出来る限り再用 ⑤ 地震荷重軽減の為、空葺にすることも検討する
壁		解体後、伝統的土壁かどうか確認し、慎重に工法を検討する ⑥	
雑工事	軒・控え柱等に蟻害の経歴があり、木部防蟻・土壌防蟻処理必要		
備考	修理規模	<p>◆門について、漏水による軒廻り木部腐朽が隠蔽されている可能性がある。解体時に改めて腐朽範囲を確認し、必要に応じて修理範囲を拡大する。</p>	
	仮設	<p>◆本丸内防災対策のため、消防車両を通行させる必要がある場合は以下の開口が必要 ※必要開口＝幅 3.1m、高 3.8m(最低寸法)必要。 消防の希望寸法は、幅 3.5m、高 4.5m</p>	



名古屋城表二の門 土塀平面図

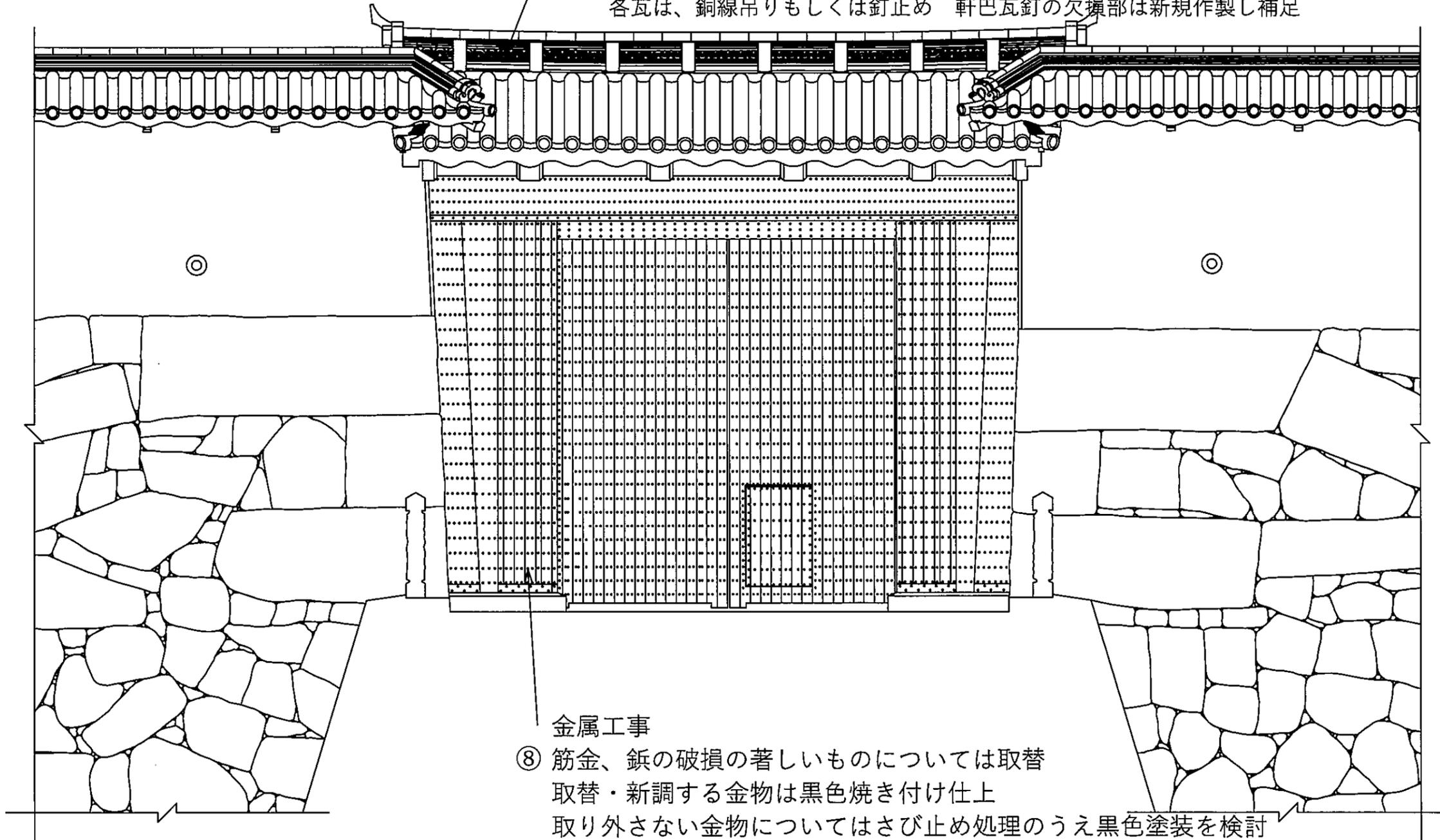
S=1/100

00



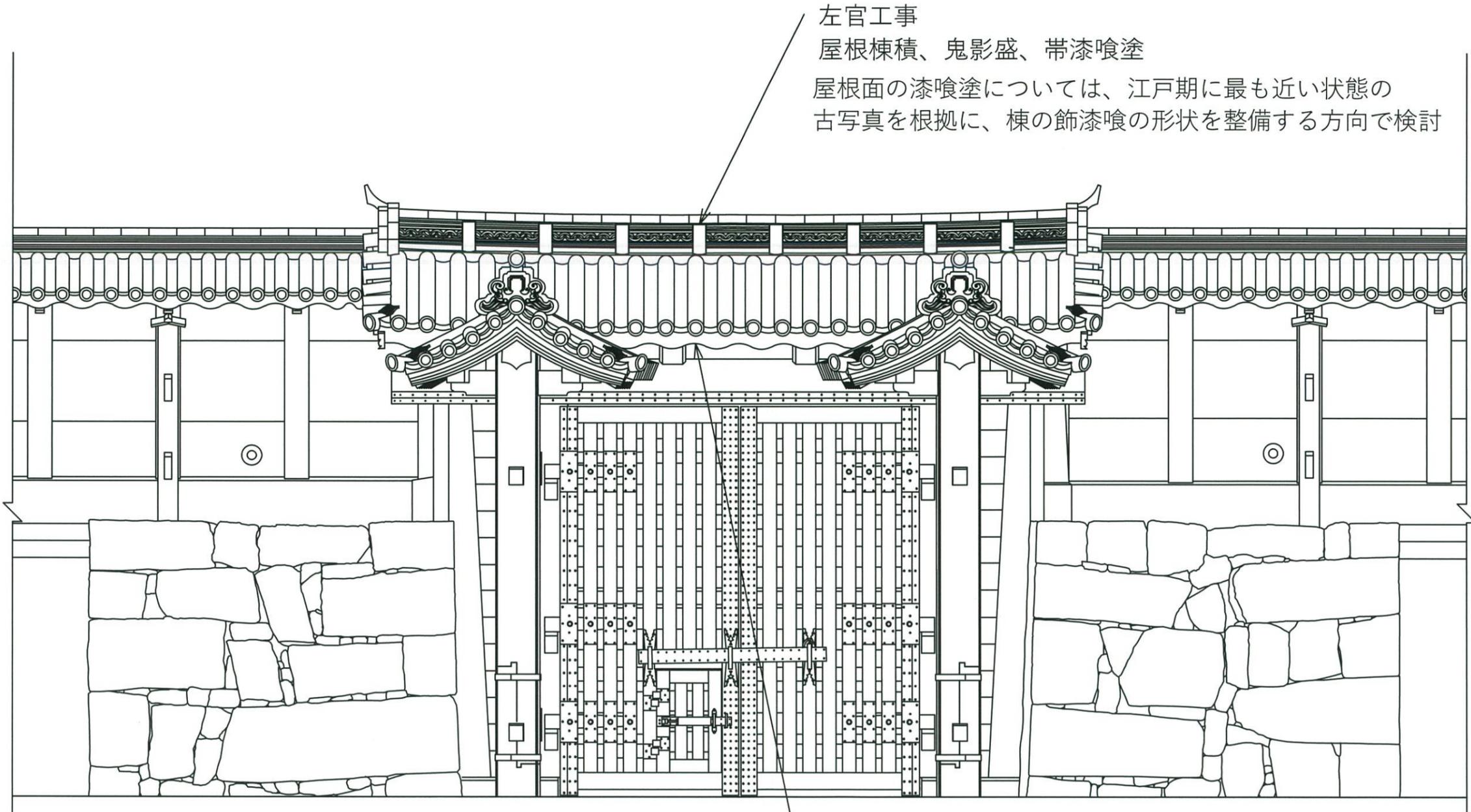
仮設工事  
表門橋手前入口より櫓門跡部分で囲われた  
桁形部分を工事範囲に設定  
仮囲い、素屋根、保存小屋を設置

屋根工事 ⑤屋根瓦、下地土居葺とも全面葺替  
 解体した瓦は全数、打音調査等で割れ等破損状況を調査  
 瓦は形状、形式、耐久性などを考慮して再用、不再用に選別  
 再用瓦は水洗い、またはワイヤブラシ・タワシ等で清掃  
 新規に補足する瓦は在来品の中から標準となる瓦を定め、これに倣い製作  
 瓦葺きの工法は基本的には旧規に倣う。  
 各瓦は、銅線吊りもしくは釘止め 軒巴瓦釘の欠損部は新規作製し補足



金属工事  
 ⑧ 筋金、鋳の破損の著しいものについては取替  
 取替・新調する金物は黒色焼き付け仕上  
 取り外さない金物についてはさび止め処理のうえ黒色塗装を検討

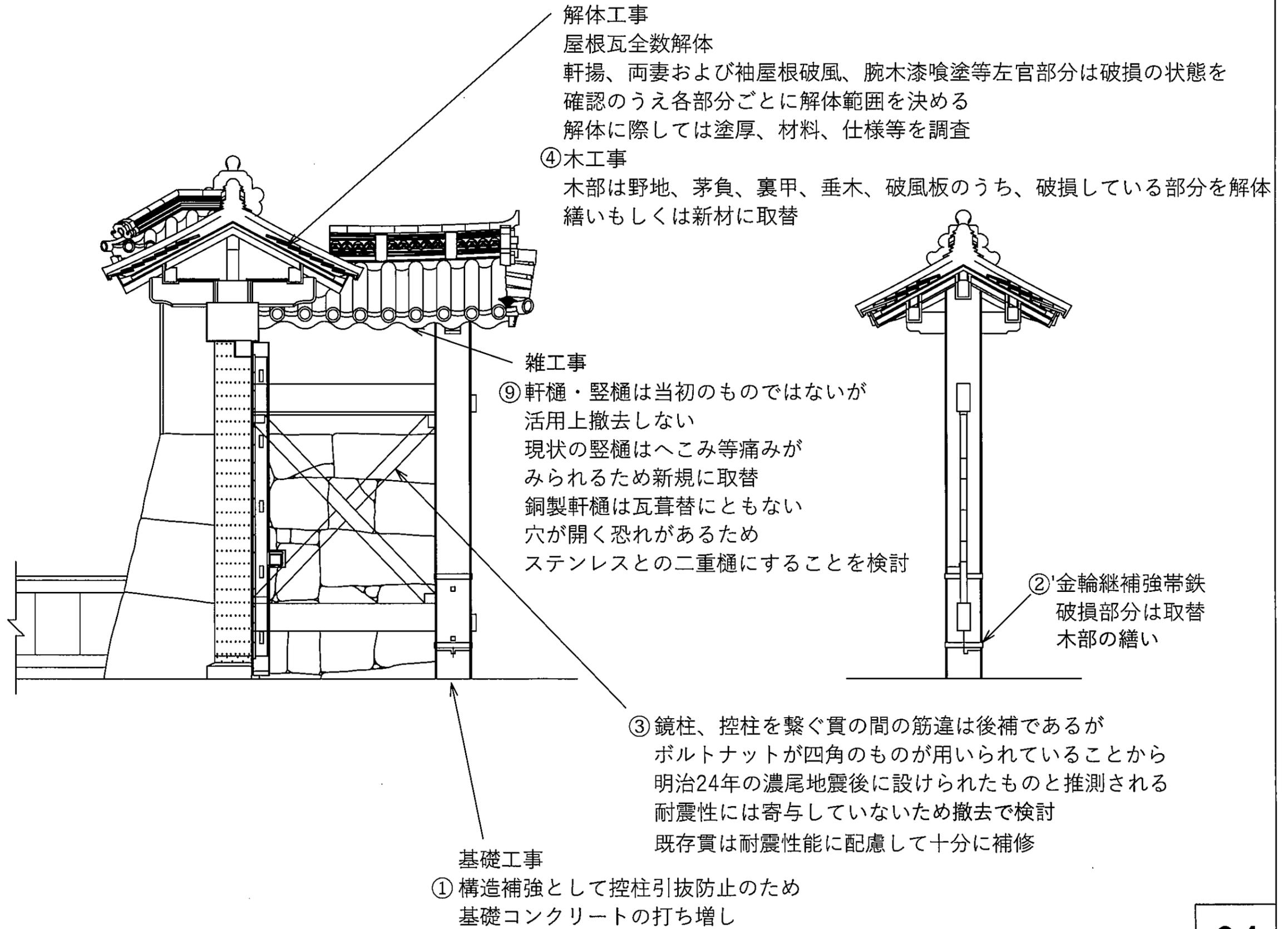
名古屋城表二の門 正面図



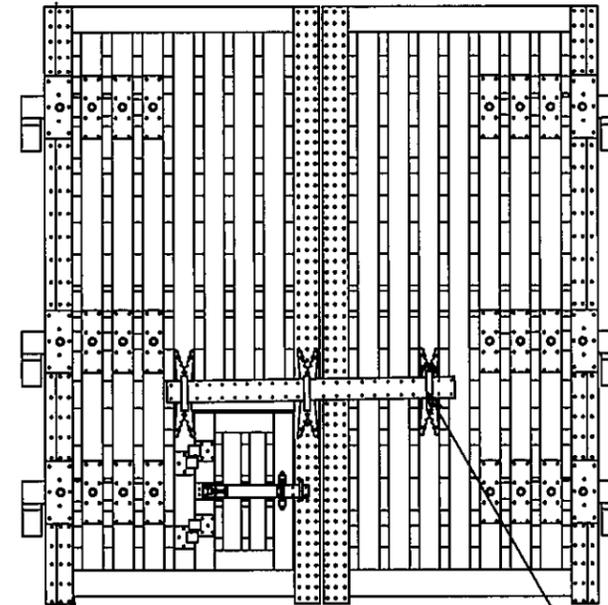
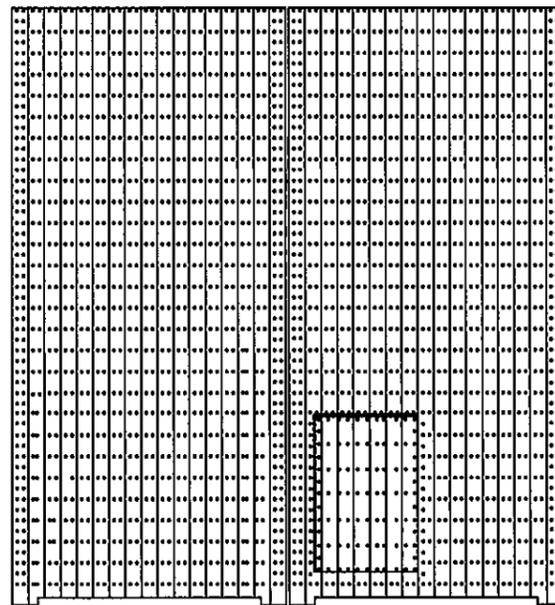
左官工事  
屋根棟積、鬼影盛、帯漆喰塗  
屋根面の漆喰塗については、江戸期に最も近い状態の古写真を根拠に、棟の飾漆喰の形状を整備する方向で検討

左官工事  
⑥ 軒揚、両妻および袖屋根部分破風板は下地より全面塗り直し  
腕木、出桁部分は打音調査等を行い、  
浮きや剥離が生じている部分については補修  
現状漆喰面に塗装が施されているため  
漆喰上塗部分は剥がして塗り直し

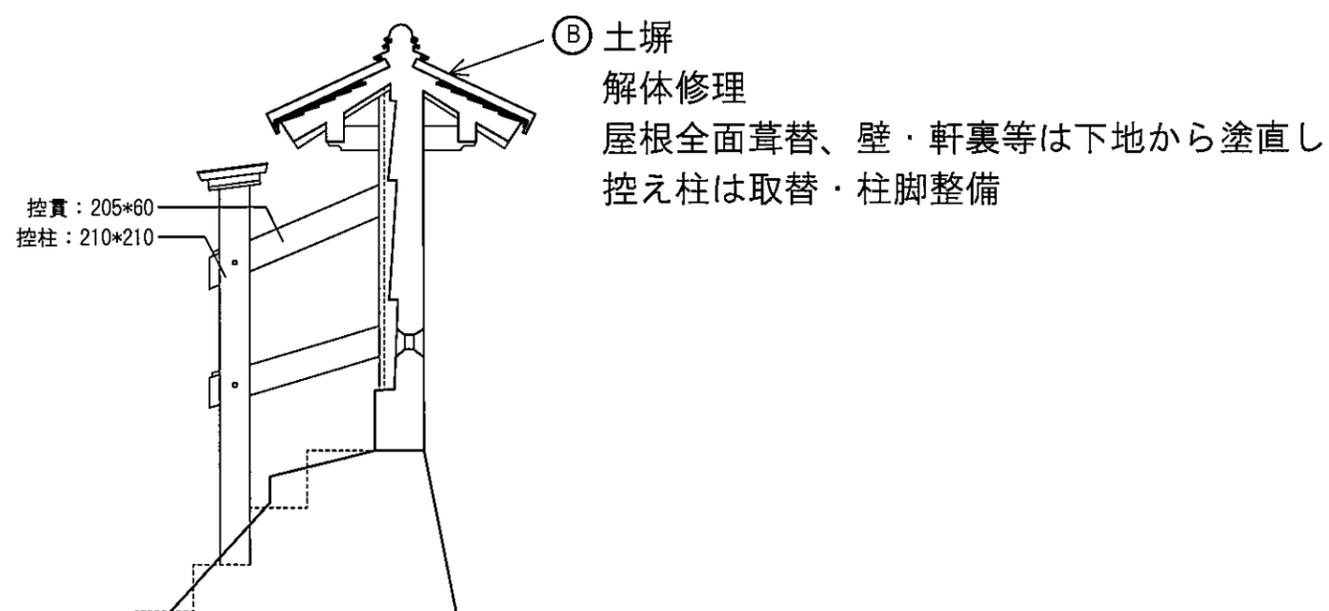
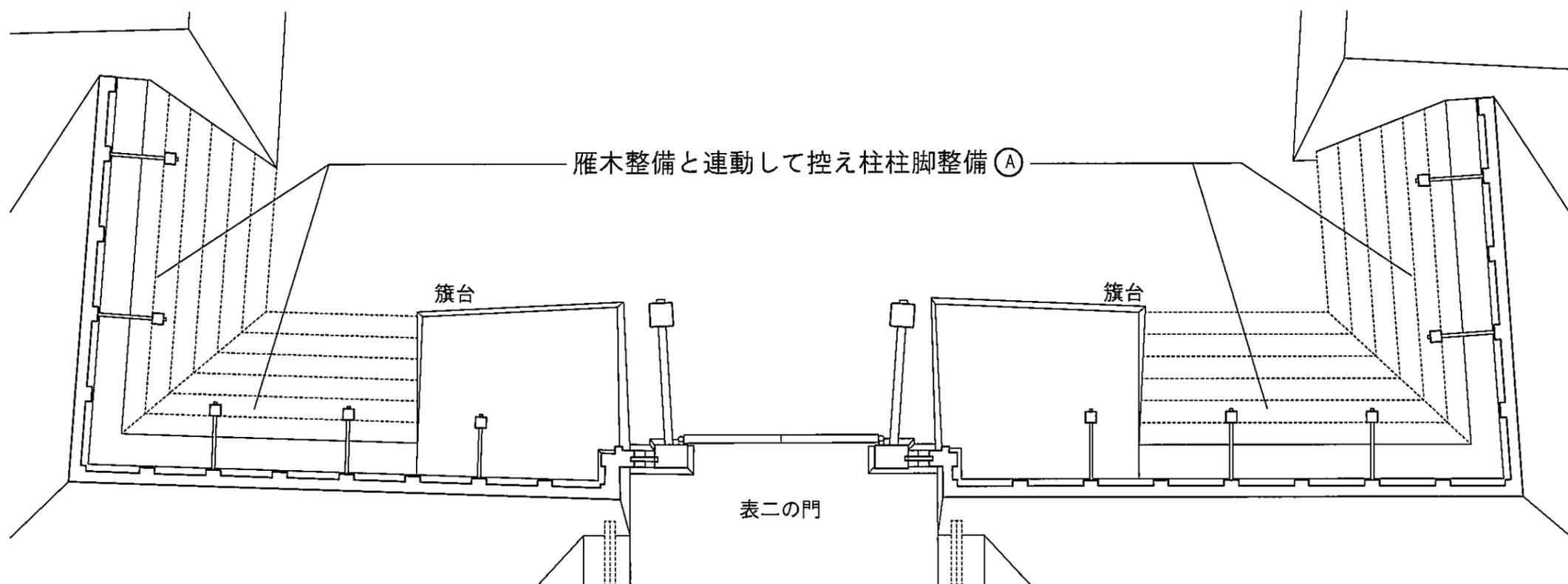
名古屋城表二の門 背面図



名古屋城表二の門 断面図



- ⑦ 大扉は下框の柄が折損、縦框の柄穴も破損しているため、  
框の取り外しが必要。補修に際して表面筋金の取り外しが必要  
となるが、筋金取り外し範囲は最小限とする。



柱脚部、基礎について

今後の調査にて雁木復元が可能と判断されれば、雁木と連動し、整備する

その際には、土塀全体での構造検討、運営管理手法等も含め、再度整備方針の検討を行う

門直近の旗台上の控え柱については、解体時に門と土塀の接続構造を確認し、改めて方針を検討する。

## 重要文化財名古屋城表二の門及び附属土塀の整備スケジュールについて

## (整備スケジュールに関連する要素)

- ・重文表二の門の保存修理を行う際に、門柱の傾斜補正を行う必要があることから、土塀の解体修理をあわせて行う
- ・雁木の復元整備のための調査、検討を行い、史跡整備の方針を定めてから、土塀柱脚の固定（耐風対策）方法を検討する
- ・内苑の防災避難経路及び城内の他整備事業との調整

## (雁木の復元整備について)

- ・特別史跡指定時に既に除却されていた雁木の復元整備に関しては、情報が不足しているため検討が十分にできず、保存活用計画に記載されていない。
- ・今後、資料調査や発掘調査を実施し、その上で復元が可能と判断でき、協議が進められれば、保存活用計画に追加する。

## (今後のスケジュール)

工種区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
門 修理					実施設計	解体 修理工事	修理工事	修理工事
土塀修理	(雁木修復計画にあわせ 基礎固定方法確定)			実施設計 (柱脚部設計)	解体 詳細設計	修理工事	修理工事 (控柱脚部 固定工事)	修理工事
雁木復元	雁木調査 復元検討			復元設計			復元工事	復元工事

## 余芳の移築再建について

## 1. 余芳の概要

## (1) 文化財指定の状況

- ・二之丸庭園の北池周辺に複数配置された茶亭（御茶屋）の一つ。
- ・文政年間（1818～30）頃、10代藩主斉朝（なりとも）による二之丸庭園改造時に設置されたと推定。
- ・北園池の東側に位置したことが「御城御庭絵図」等の絵図から確認される。
- ・明治維新後、二之丸庭園内の建造物はすべて破壊されており、民間に払い下げられた2棟の茶亭（御茶屋）だけが現存する。

（「余芳」と「風信」のいずれも昭和48(1973)年名古屋市の有形文化財に指定）

- ・名古屋市指定文化財第35号（指定年月日：昭和48(1973)年10月15日）

時 代：江戸時代後期

名 称：余芳亭

構 造：木造平屋建、屋根葺瓦葺（さんかわらぶき）、数寄屋造

指定理由：名古屋城二之丸建造物はすべて廃絶している際、わずかに残る庭園内御茶屋の一つであって、多少後世の改変はあるが、貴重な遺構である。

## (2) 余芳の沿革及び事業経緯

文政年間（1818～30）頃	10代藩主斉朝（なりとも）が二之丸庭園に建築
明治6～7（1873～4）年	陸軍が民間に売却し、部材状態で解体保管
明治25（1892）年	東区白壁に移築 ※水屋、板の間、玄関、東側に一間程度の建物を増築 清水池園林泉帖に敷地内移築直前の写真が掲載されている
昭和14（1939）年	都市計画道路の敷設により、敷地内で移築 ※東側の一間程度の建物を撤去、便所部分を増築
昭和48（1973）年10月	名古屋市指定有形文化財に指定
平成23（2011）年2月	所有者から名古屋市が寄付受納
平成23（2011）年2～3月	教育委員会文化財保護室・文化財調査委員会建造物部会による調査後、解体保管
平成23（2011）年7月	特別史跡名古屋跡全体整備検討委員会及び同庭園部会に調査結果を報告
平成25（2013）年3月	名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書に余芳を復元する方針を位置付け
平成27（2015）年3月	全体整備検討会議建造物部会にて整備方針を議論 ⇒水屋と縁側を無くし、江戸期の姿での復原案を提示
平成27（2015）年4月	全体整備検討会議にて整備方針を議論 ⇒水屋と縁側を無くし、江戸期の姿での復原案を確定
平成30年度	水屋部分を除く部材調査（仮組調査含む）
令和3年度	全体の部材調査（四畳半の仮組調査含む）

## (3) 検討経過

「余芳」の移築再建に向けた検討は平成26年度に開始した。名古屋市教育委員会文化財保護室文化財調査委員会建造物部会による調査結果を元に、史資料調査の結果を加え、平成26年度に移築再建計画案を立案し、平成27(2015)年に御城御庭絵図に描かれている4畳半の姿で移築再建方針を確定した。

#### (4) 計画上の位置づけ

名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年3月）及び名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）における基本方針に庭園の復元整備における要素として余芳の移築再建を位置づけている。

#### ○名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年3月）

余芳を二之丸庭園の構成要素の一つとして位置づけ、史料にみる特徴と現況を明らかにした。保存管理方針では、余芳及びその周辺について、復元に際して調査が必要な項目及び整備に向けた検討課題を明記している。また、事業計画では、余芳を北御庭の重要な要素として、第1次（～平成30年3月）の修復整備範囲の優先項目対象として移築再建を目指している。

#### ○名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）

##### 1 基本方針

###### ○現存する庭園の修復整備

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心とした現存する庭園を修復整備し、遺構の保存と空間性の回復を図る。修復に際しては、江戸期の作庭内容のみならず、明治期以降の造園内容にも十分配慮して行うものとする。

###### ○地下遺構の保存と庭園の復元整備

二之丸庭園の地下に遺存する江戸期～明治期の庭園や二之丸御殿等の遺構について、遺存状態とその内容を発掘調査によって確認のうえ保存を図り、潜在化している庭園空間を地上に復元する。オリジナルが残っている「余芳」及び「風信」は原位置に移築再建し、周辺の庭園空間を復元する。

###### ○近世の庭園と近代庭園の一体化

二之丸庭園は近世の大名庭園を基礎とするが、近代の仕事は将校集会所前庭のみならず北御庭の園路や北園池など近世に造営された範囲にも加えられている。それらの歴史的経緯を尊重しながら全体として一つの風致景観となるよう、現代に生きている回遊式庭園として再生する。

###### ○庭園文化を感じられる活用の展開

尾張の庭園文化を体験し、理解を深められるような公開活用施設の整備を行う。「余芳」及び「風信」は、移築再建後の活用を検討し、史料から往時の利用方法をうかがえる植木屋及び霜傑周辺も積極的に活用する。また、公開活用においてはバリアフリーについても配慮する。

##### 2 地割区分別基本方針

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）は、現存する遺構を修復することを基本とし、北御庭については、北園池東側や多春園等の価値が潜在している範囲の復元整備を行う。その他の区域については、全域において文政期を指標として二之丸庭園を復元整備する方針である。庭園の現状及び基本方針を踏まえ、各地割区分の空間に基づいた基本方針を以下の通り設定する。

## ●北御庭

基本方針：権現山と北園池を中心とした二之丸庭園の核心的空間としての回復

近世の造営当初から積み重ねられた意匠性や空間性が保存されている二之丸庭園の核心的な空間であり、平成25年度から継続して整備事業を進めている。「御城御庭絵図」に描かれた空間性を回復することを基本とし、今後も現存範囲の修復を進めるとともに、潜在化している庭園空間の復元整備を実施する。また、「余芳」及び「風信」の移築再建と周辺の復元整備を進める。

北御庭は範囲が広く特性の異なる空間が存在するため、北園池、余芳、風信、多春園、権現山栄螺山、築山群に分類して特徴と整備方針を記す。

## 〈余芳〉

北園池の東岸に位置する余芳を中心として造営された庭園の範囲である。余芳の北から東にかけては築山に景石を配し、南には縁を設けて立ち手水が置かれている。西側は北園池に面しており、汀に寄りつけるように飛石が打たれ、園池を景色として取り込むとともに、空間としても関係の深い造りとなっている。近代の陸軍兵舎建設によって攪乱を受けている。

復元整備の対象範囲であり、余芳を移築再建して周辺の露地庭と北園池に繋がる護岸部分を整備する。余芳は茅葺き屋根で外観としても庭園の景色となることから、添景のひとつとして捉えるとともに、余芳からの北園池や権現山に向けた眺望、園池との関係を考慮した動線を回復する。

名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）より抜粋

## 2. これまでの調査結果

## (1) 移築前の現地調査

## ○調査の経緯

平成22年（2010）11月 所有者から名古屋市に寄付申込書提出

調査期間 平成23年（2011）2月17日～平成23年（2011）3月25日

事務分担 解体・保管一名古屋城総合事務所

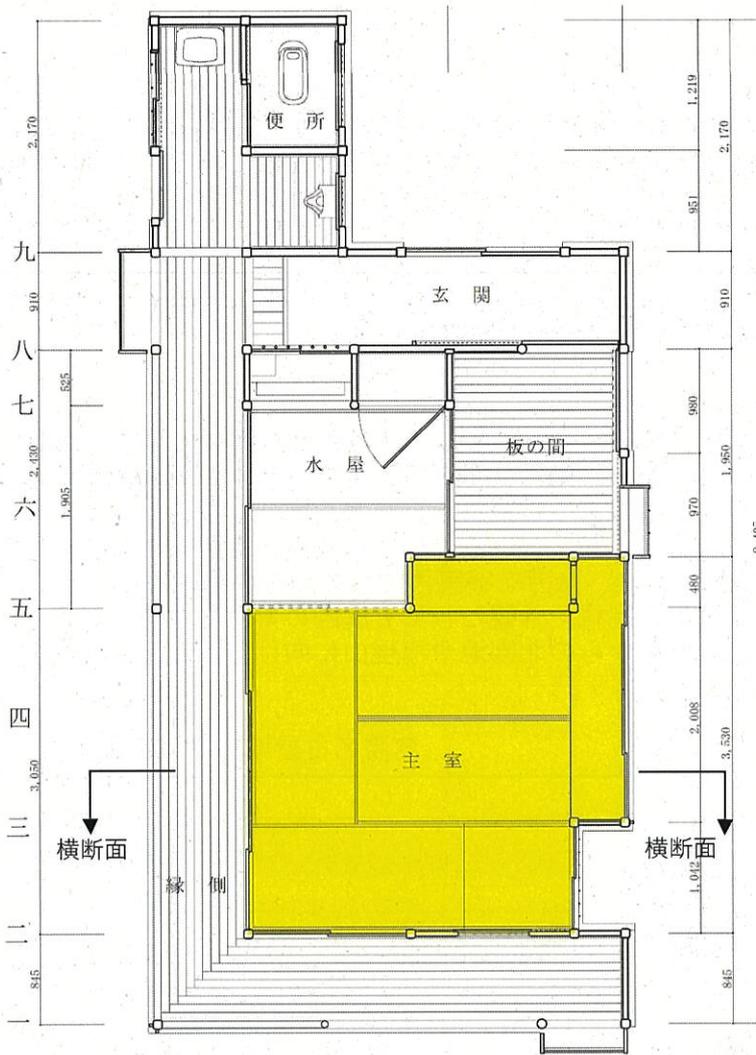
調査一教育委員会文化財保護室

## ○調査の目的と内容

- ・解体前の建物形状を正確に記録し、履歴・痕跡などの確認を行うこと。
- ・伝承されてきた「旧名古屋城二の丸庭園内に存していたこと及びその後の来歴・経過」について資料による確認を行うこと。
- ・旧名古屋城二の丸庭園内に存していた時期の建物形状を確認するための写真・文献等を調査すること。

## ○調査の結果新たに判ったこと

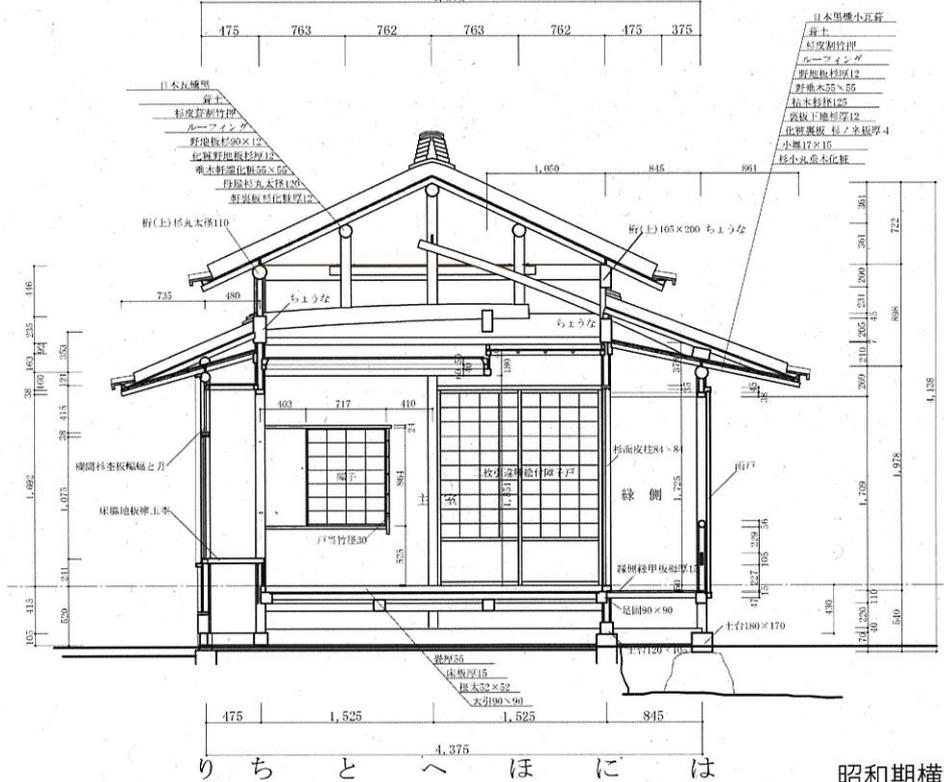
- ・所有者の大矢家は、明治6,7年頃に入札により当該建物を入手したと推定されること。
- ・落札後、西区児玉町で保管されたのち旧東区清水町に移建（明治25年）され、その後都市計画道路の建設に伴い現地に移築された（昭和14年）と推定されること。
- ・明治期の移建時に、水屋、板の間、玄関及び東側に一間程度の建物が増築された。
- ・昭和の移築時に、東側の一間程度の建物が撤去され現在の便所部分が増築された。
- ・旧名古屋城二の丸庭園内に存した時期には、主室の鏡天井下部の畳2枚は貴人席状に上がり框をつけて一段高くされていたと推定されること。
- ・主室北面西側の下地窓は、南面東側壁部分から移された可能性があること。
- ・縁側の床の一部はすのこ状仕上げであったと推定されること。



江戸時代の余芳亭

昭和期平面図

は に ほ へ と ち り



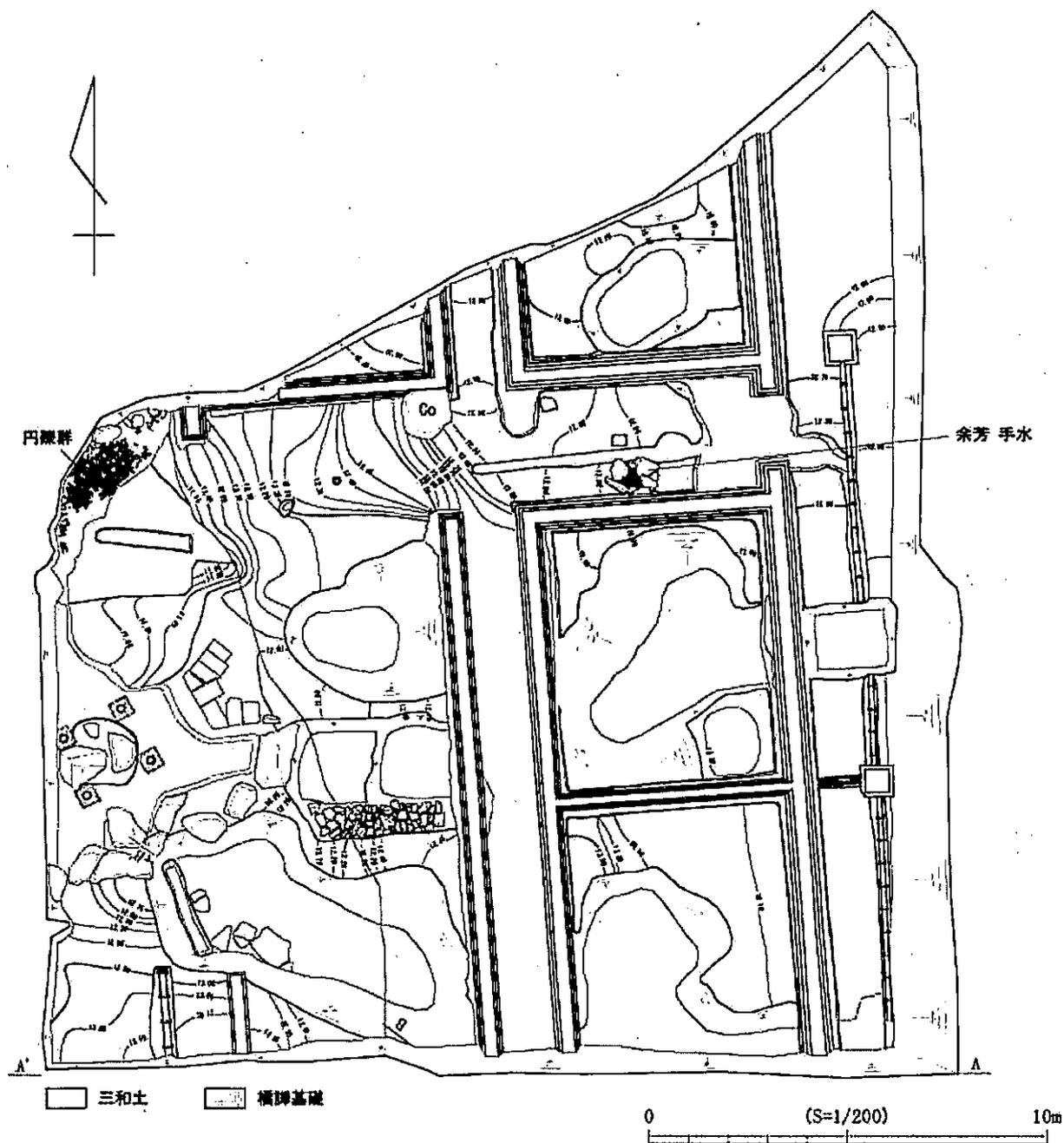
昭和期横断面図

り ち と へ ほ に は

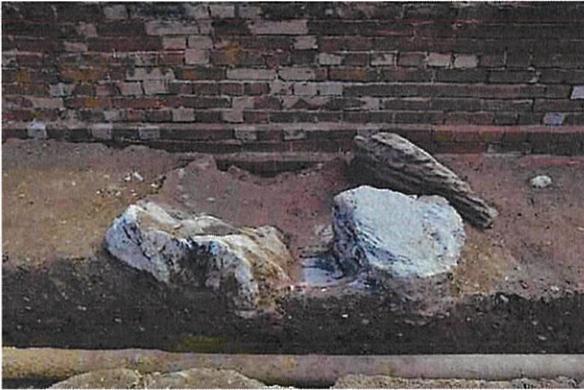
(2) 移築先（二之丸庭園内）の発掘調査

平成27年度の発掘調査において、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した(標高12.95m)。南側の一部は兵舎基礎によって破壊されているが、概ね円形を呈すると思われる。内面は緩やかに内湾しており、内面全体に赤く着色された三和土を厚さ5mmほど塗り重ねている。

出土位置や装飾性から『御城御庭絵図』に描かれている余芳の手水と考えられる。余芳に関する遺構は、この手水のみで建物に関わる遺構は確認されていない。



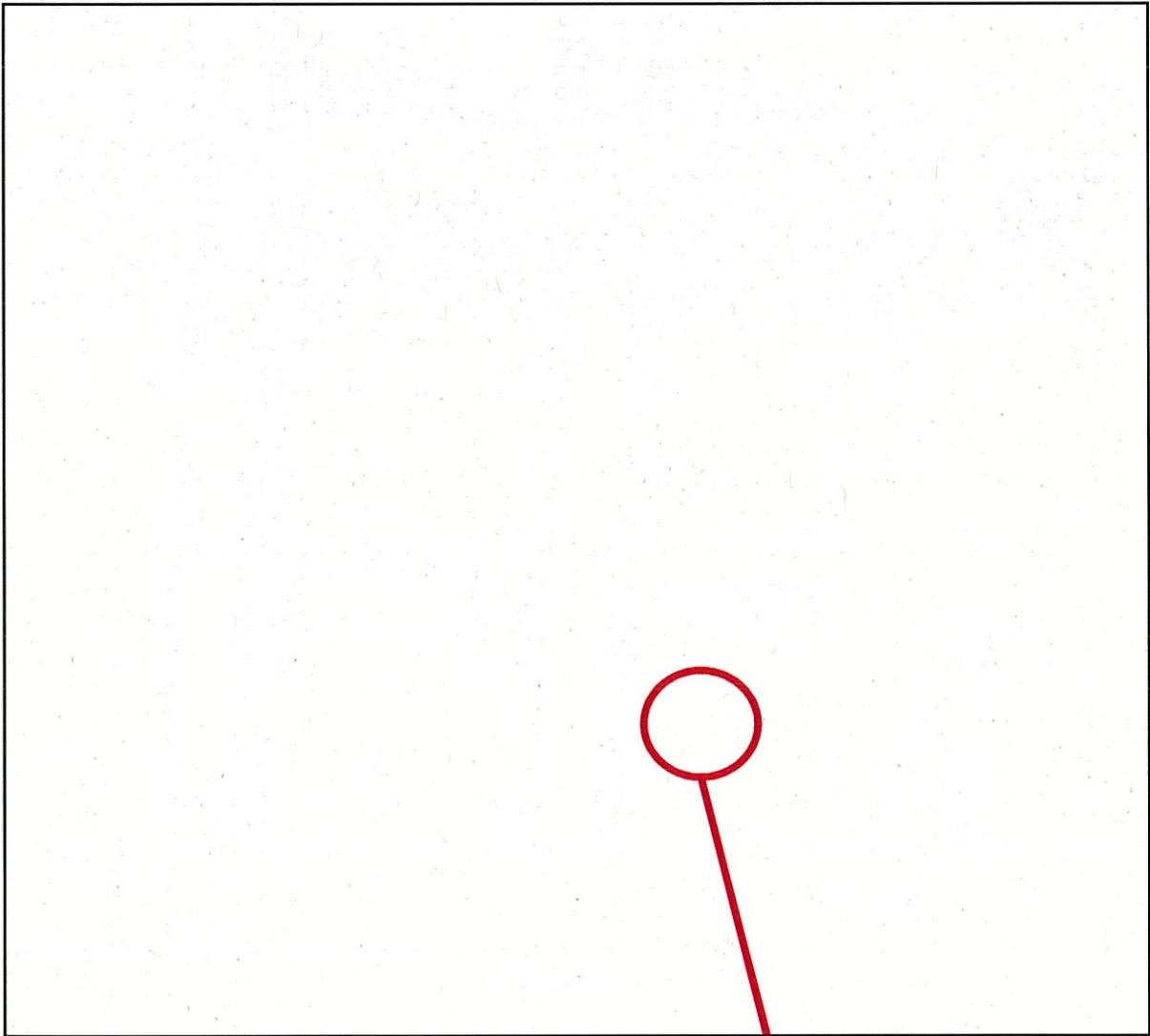
遺構平面図



余芳 手水検出状況(北から)



余芳 手水検出状況(南から)



御城御庭絵図(余芳拡大) 手水 所蔵：名古屋市蓬左文庫

## (3) 部材調査及び仮組調査

## 【H30年度】

「余芳」の江戸期の姿である四畳半の部分を対象に、当初構造を検討するため、部材調査・仮組調査を行った。

調査の結果、主室の柱、梁、桁、足固などの主たる構造の当初部材は、ほとんどが残存していることが判明した。また、化粧材、天井などの部材も残されており残存状態は悪くないといえる。

柱根継は、複数回にわたる移築時に、その都度修理されているが、接合部は伝統的工法を用いて現在でも緩むことなくつながっている。しかし、虫害が根継部分周辺に集中し、全ての柱の根元において、再度根継などの処置が必要である。

また、明治以降に増築された水屋部分より、江戸期の部材等が発見されたため、再度仮組・部材調査を行う必要があると判断した。

## 【R3年度】

二之丸庭園内作業小屋内において、江戸期の構造確認を目的として余芳亭の解体部材から仮組の部材選定をし、軸組及び小屋組の仮組、墨書加工痕跡の調査等を行い、当初部材の判断を行っている。

痕跡には、3種類の番付があることが確認できた。

- ①当初番付：二之丸庭園建設時のものとみられる
- ②明治25年番付：清水町移築時のもので主要な軸部の多くに「改」の文字が見られ、建物の方角を180度回転している。当初番付を削り取ってその上に書かれたものもある。
- ③昭和14年番付：都市計画道路の敷設により同庭園内移築時のもので、北側に増築された玄関と便所の番付となる。

部材調査の結果主室の柱と梁及び桁、小屋束、足固と下屋を支える北東下屋桁が軸組の当初材として残存している。その他の残存部材は、大屋根と下屋を瓦屋根にする改造や、水屋などを増築した明治期および昭和期の材料であるが、主室の桁、下屋桁は転用されてその他の小屋組材に混入していた。

また、主室の造作材については、江戸期の上段框、腰幅木や出書院腰板以外が残存し下地材の貫に関しても江戸期の力貫は全数残存している。建具は、西面腰付障子4枚引違、南面腰付障子引違、出書院障子4枚引違、下地窓障子が残存している。出書院菱格子障子4枚引違は欠失している。天井材は解体時の大ばらしによって当初材がすべて残存している。



H30年仮組調査状況



R3年仮組調査状況

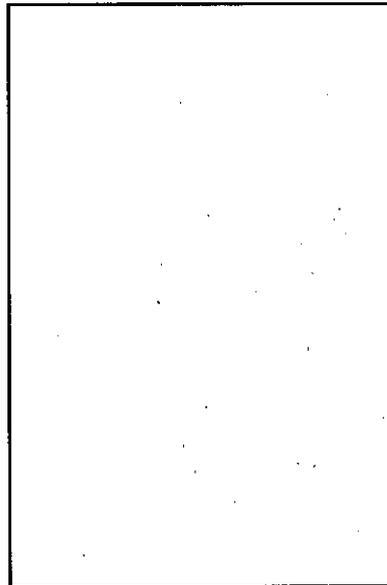
(4) 文献資料調査

江戸時代における余芳の間取りを示す絵図として、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館蔵）の2点が存在する。これらは尾張徳川家10代斉朝が文政年間（1818～1831）に二之丸御庭を改造した後における御庭の様子を描いた絵図である。これらには余芳の間取りだけでなく周辺の植栽や園路、石組なども詳細に描かれており、移築再建するうえで基本となる資料である。

また、尾張徳川家14代当主慶勝が幕末に撮影した「二之丸御庭の御茶屋」として伝わる古写真（徳川林政史研究所蔵）を、上記絵図の描写と比較分析した結果、同写真に写る御茶屋が余芳であることが判明した。この写真は余芳を南側から写したものと考えられ、部分的ながら屋根や柱の造りが読み取れるとともに、南側の手水や燈籠、北側の大木も写っている。

一方、余芳の創建と変遷については、藩主の側で雑務を司った御小納戸役の日記「尾州御小納戸日記（尾州御留守日記）」（徳川林政史研究所蔵）等によって調査している。これまでの調査で、文化10年～同14年（1813～1817）の間に、斉朝によって余芳とほぼ同じ場所に「玉壺亭」と呼ばれる茶席が設けられたことが判明した。玉壺亭の間取りは不明だが、二之丸御庭改造の計画図である「御城二之丸之図」（名古屋市蓬左文庫蔵）では南北に長い長方形に描かれており、余芳とは異なる間取りであったと考えられる。

現在調査が及んでいる文政4年（1821）までの「尾州御小納戸日記」では玉壺亭の名が確認できる一方、余芳の名は確認できない。したがって余芳の創建は文政4年（1821）以降、おそらく斉朝が隠居して藩主の座を退く文政10（1827）年までの間と推測されるが、この点は今後も調査が必要である。



【史料-1】「二之丸御庭の御茶屋」

所蔵：徳川林政史研究所

表題：二之丸御庭の御茶室

年代：1863～1868

形態：印刷紙

法尺（cm）：9×6

撮影：徳川慶勝尾張徳川家14代当主

（のちに家督相続し17代当主）

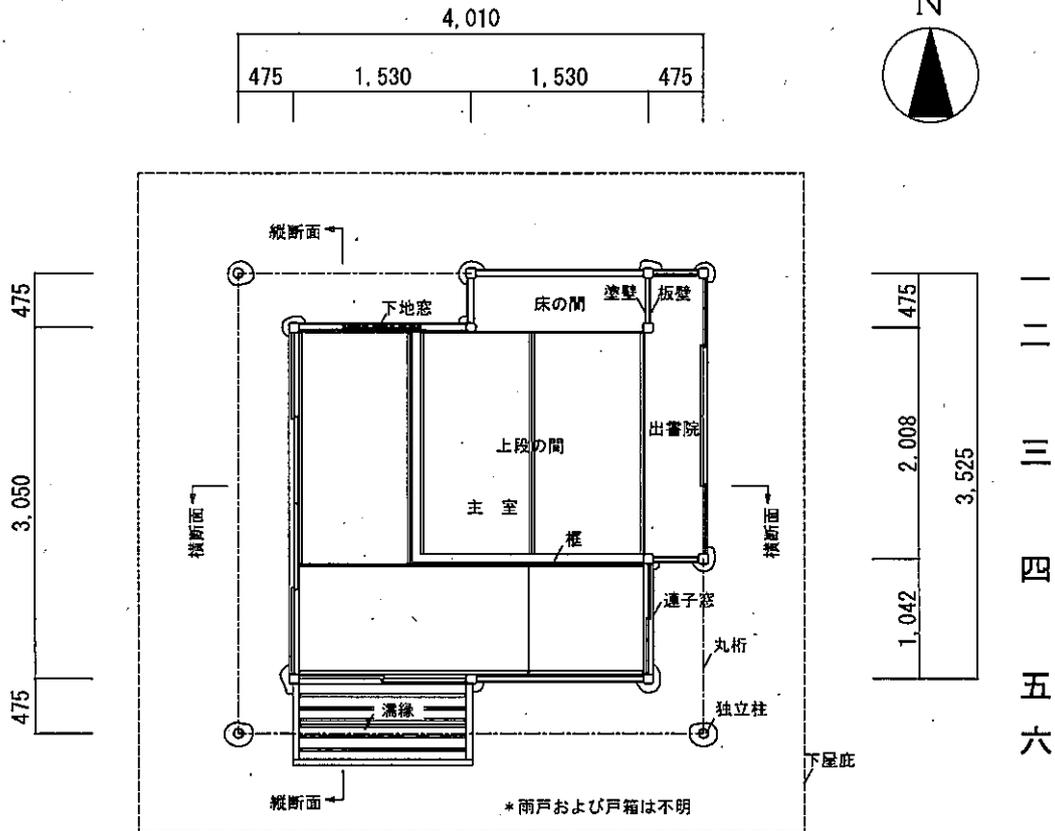
文献史料

- ・「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）  
文政5年（1822）に10代藩主斉朝の命で改造された二之丸庭園の様子を文政年間に描く。
- ・「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館蔵）  
上記と同様に文政年間に描かれ、南西部の築山を更地にするなどの改変を指示する貼紙が複数ある。
- ・写真集「尾張徳川家の幕末維新」（徳川林政史研究所編）  
14代当主 徳川慶勝が自ら撮影した写真や記録した写真のうち307点を掲載している。
- ・「余芳亭」寺島初巳著 大矢郁次発行 昭和44年（1969年）8月  
当時の余芳の御当主が私家版として作成。
- ・「清水池園林泉帖」大矢梅太郎著 昭和15年（1940年）1月  
明治25年に東区白壁に移築された際の写真が掲載されている、私家版の写真集。
- ・「国文学者 石田元季伝」この糸会編著 風媒社出版 平成7年（1995年）  
清水池園林泉帖に序文「清水池園林泉記」を寄せた石田元季のことを記した著。
- ・「茶道雑誌九月号」昭和42年9月  
昭和期の余芳亭の写真及び解説を記した著。
- ・「大矢重治一代記」重治自筆の一代記 昭和48年（1973年）（名古屋市博物館蔵）  
大矢圭一氏によって翻訳編纂 明治6・7年の頃重治が、御茶屋を落札したという記述がある。

3. 今後の予定

(1) 資料等分析結果からの計画図の作成 (作成中)

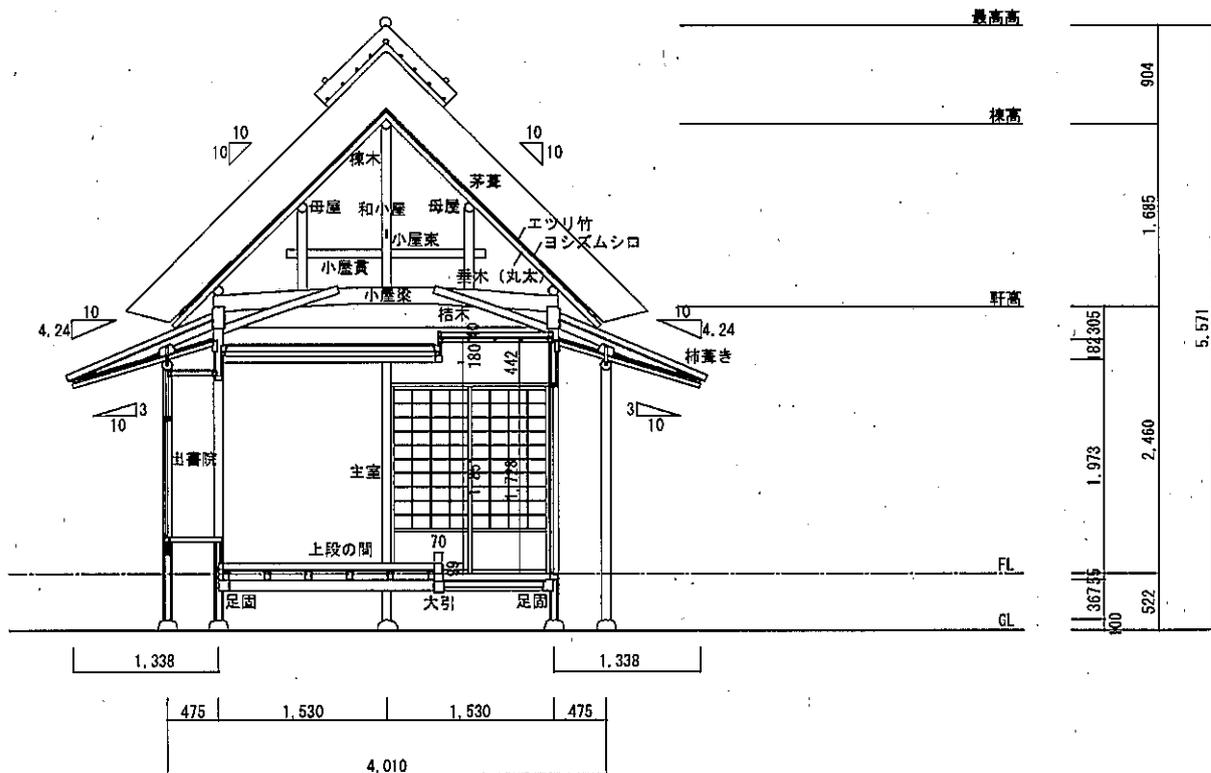
とへほにはろい



平面図案

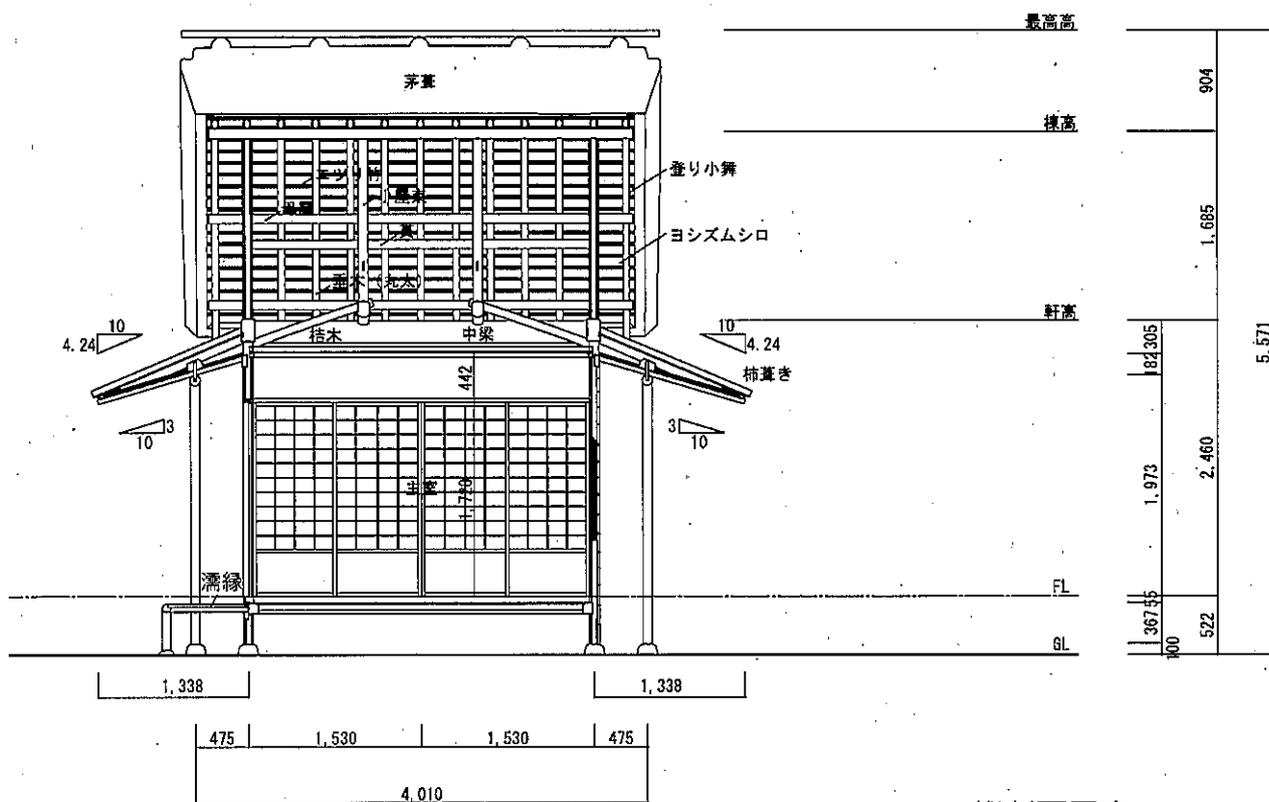
外部	屋根	壁	その他	内部	床	壁	天井	その他	
南面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	裏面: 土壁 登り垂木、広小舞 土壁、腰幅木	溝縁 束石、差石	主室	畳 上段の間: 框 (復元) 床の間地板: 松 出書院地板: 榎玉杵	土壁 菱棧障子 (復元) 下地窓: 障子 西面: 障子戸 南面: 障子戸 出書院床の間境 塗壁、板壁 腰: 絵	鏡 ノネ板竹押え 壁留: 赤松	床柱: 赤松	
東面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	土壁、腰幅木	蓮子窓格子 束石、差石						
北面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	裏面: 土壁 登り垂木、広小舞 土壁、腰幅木	下地窓 力竹 束石、差石						
西面	大屋根: 茅葺き 下屋: 柿葺き	土壁、腰幅木	束石、差石						

仕上表案



いろはにほへと

横断面図案



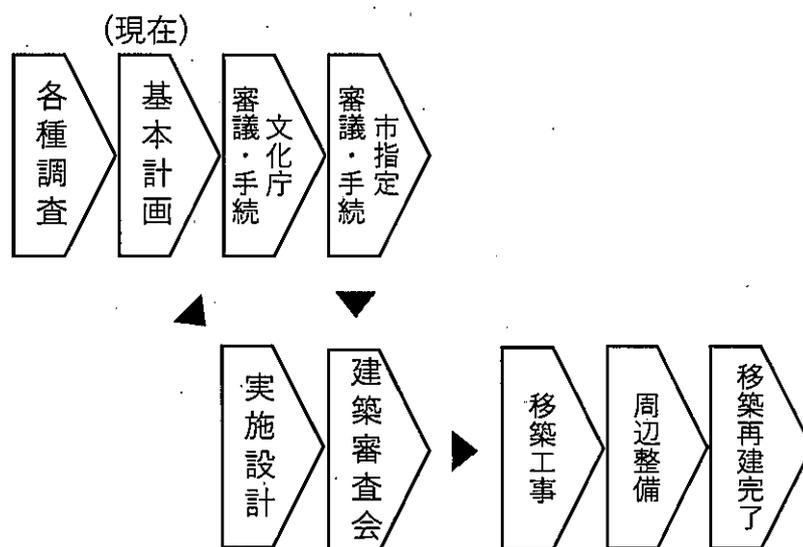
縦断面図案

七 六 五 四 三 二 一

(2) 名古屋市指定文化財の現状変更手続きに関わる諸手続きについて

余芳の復原については、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会及び庭園部会での検討を経て、全体整備検討会議において報告した後、文化庁に申請し、所定の手続きを経て、現状変更許可を取得した後、名古屋市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、名古屋市指定文化財の現状変更申請を行う予定。

(3) 概ねの手順



※必要な調査は適宜継続していく

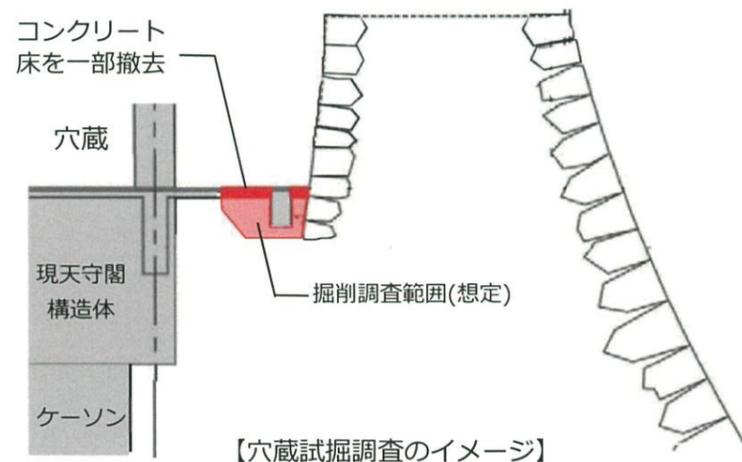
## 天守台穴蔵石垣試掘調査について

### ●調査の目的

- 穴蔵石垣は、戦災後の積替え工事及び現天守閣再建の際に大幅に改変されており、特に中央部は、現天守閣再建によるケーソン基礎の設置により、江戸期の地階遺構は残っていない。外周部についても現況調査から、地上部分の大半は改変を受けていると判断されるが、根石周囲及び背面の地下遺構には、これらの改変が及んでいない可能性もあり、その残存状況については、現状で把握できていない。
- 穴蔵試掘調査は、今後の整備・修復のためにこうした穴蔵石垣外周部の根石及びその周囲の地下遺構の残存状況を把握するための調査である。
- 一方で、木造天守の基礎構造検討の考え方として、「江戸期からの姿を残す文化財である天守台本来の遺構には新たに手を加えないことを原則とし、その上で可能な限り史実に忠実な復元を行う」こととしており、穴蔵石垣の試掘調査による現況把握の結果を踏まえて検討する必要がある。
- 今回の穴蔵試掘調査では、これまでの現況調査や写真・歴史資料の調査成果を踏まえ、また現天守閣への影響を考慮した上で、遺構の保存にも配慮しながら、後の基礎構造の検討の際にも生かせるよう、より効果のある位置での調査を行いたい。

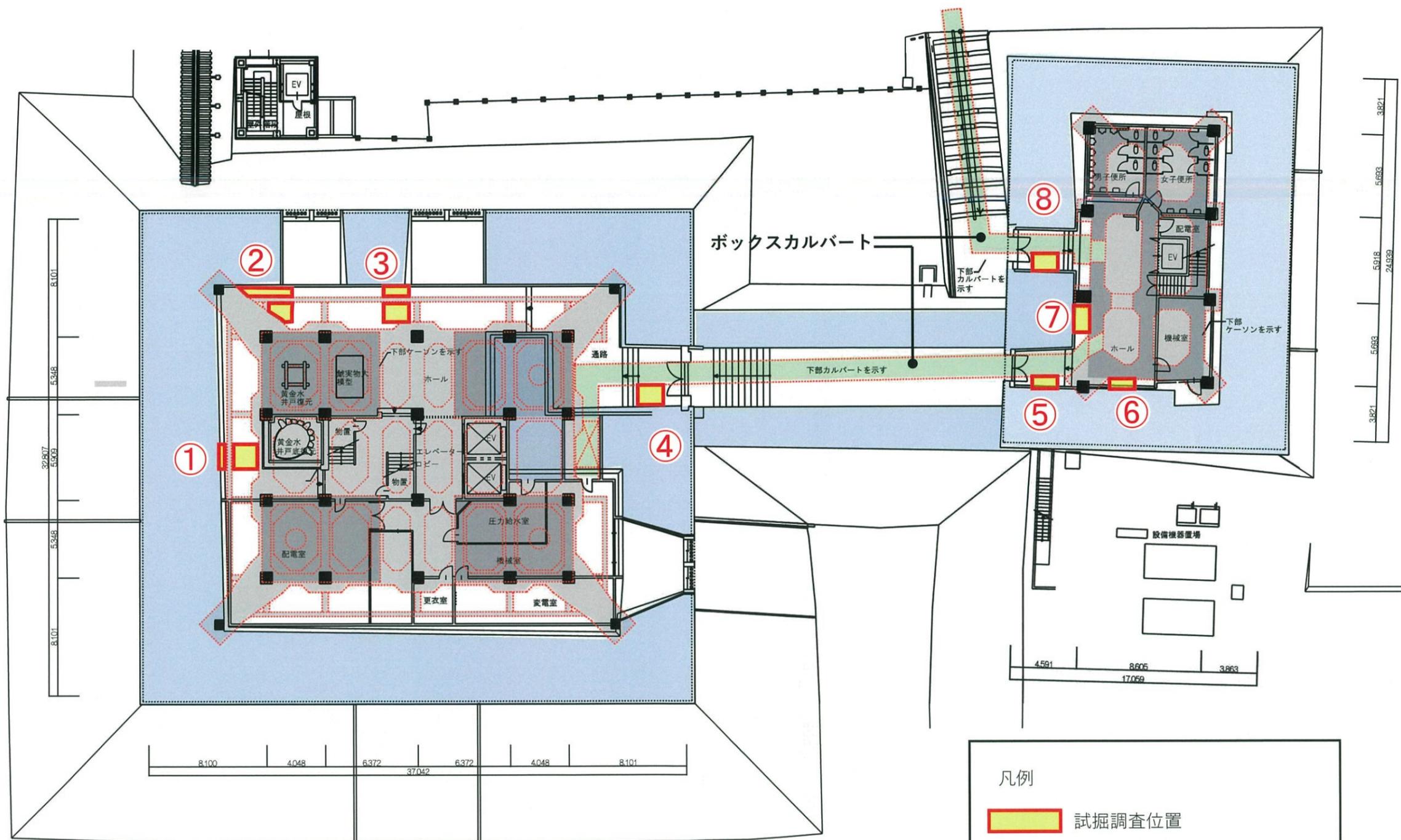
### ●試掘の方法

- 穴蔵石垣の根石及び周囲地盤について、江戸期の遺構の残存状況の把握（原則として江戸期の遺構面を確認するまでの掘削とする）
- 調査位置(案)は別紙。



### ●調査位置一覧(案)

番号	調査場所	掘削大きさ	位置選定理由
①	大天守	北側	・根石及び周辺の遺構が残っている可能性が高い、ケーソンから離れている位置を選定。
②		北東隅	・現天守閣の地階梁の設置により、手が加えられている範囲の特定のための位置を選定。
③		東側	・根石及び周辺の遺構が残っている可能性が高い、ケーソンから離れている位置を選定。
④		口御門西側	・ボックスカルバート設置付近において、遺構が残っている可能性が高い位置を選定。
⑤	小天守	奥御門西側	・ボックスカルバート設置付近において、遺構が残っている可能性が高い位置を選定。
⑥		西側	・根石及び周辺の遺構が残っている可能性が高い、ケーソンから離れている位置を選定。
⑦		北側	・根石及び周辺の遺構が残っている可能性が高い、ケーソンから離れている位置を選定。
⑧		口御門西側	・ボックスカルバート設置付近において、遺構が残っている可能性が高い位置を選定。



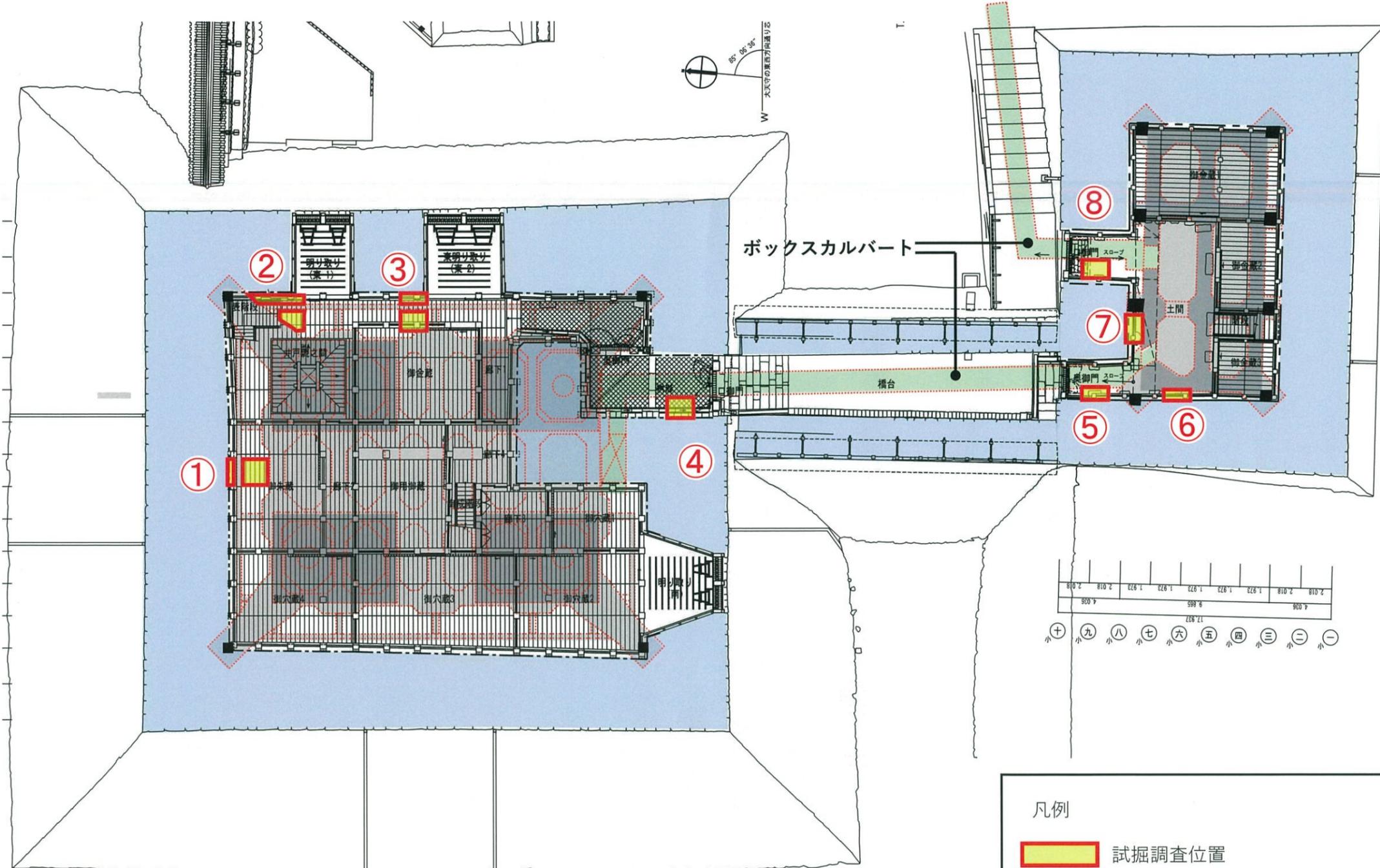
現天守閣地階平面図

凡例

- 試掘調査位置
- 石垣
- SRC柱 (地下1階部)
- 基礎 (地中梁など)
- ケーソン
- ボックスカルバート



天守台穴蔵石垣試掘調査 調査位置図(案)



木造復元地階平面図

凡例

- 試掘調査位置
- 石垣
- SRC柱（地下1階部：  
外周を残した場合の表現）
- 基礎（地中梁など）
- ケーソン
- ボックスカルバート



天守台穴蔵石垣試掘調査 調査位置図(案)